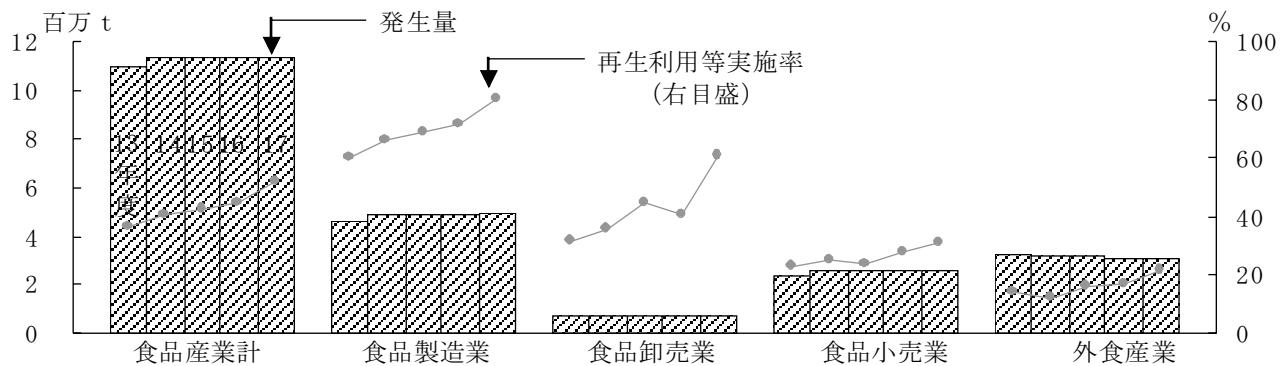


- 食品産業から発生する食品廃棄物については、17年度で発生量が約1千100万トンとなり、発生抑制が進んでいるとは言い難い状況。一方、食品廃棄物の肥料、飼料等への再生利用等実施率は食品産業全体として17年度に52%まで上昇し、一定の成果。しかし、業種ごとでは20~80%とばらつき。
- 今後、廃棄物の発生量を着実に抑制するとともに、取組が進んでいない業種の再生利用等実施率も向上させることが必要。

食品廃棄物等の発生量と再生利用等実施率



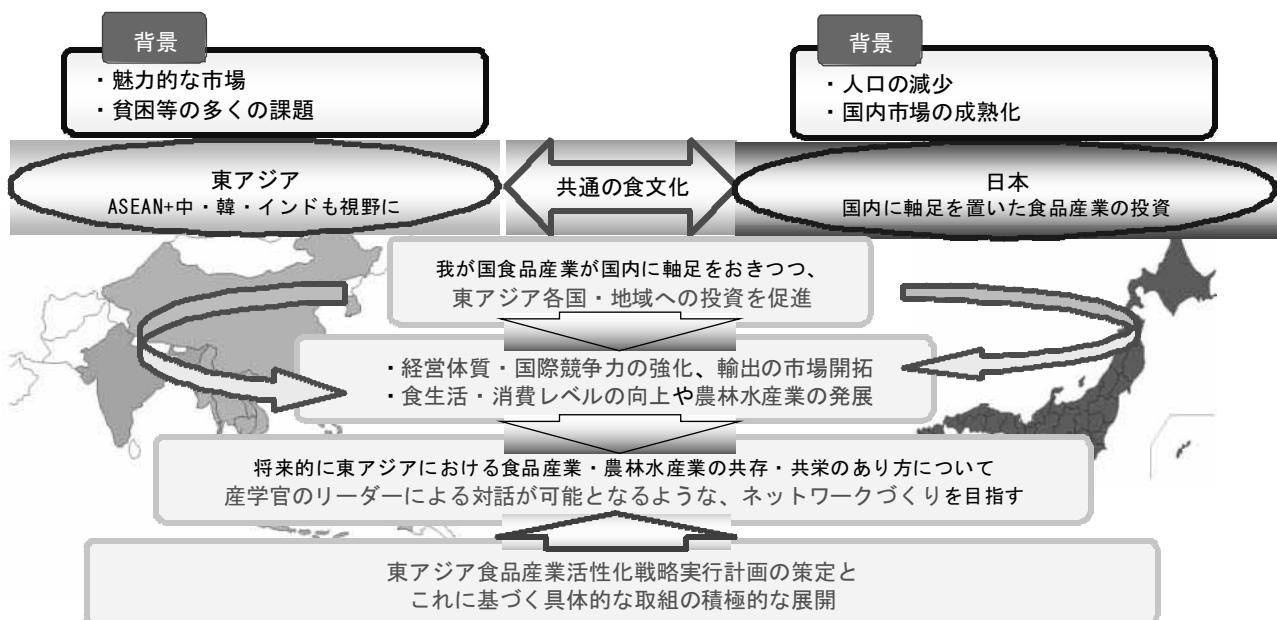
資料：農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査」

注：再生利用等実施率 = $(\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{減量量}) / (\text{発生抑制量} + \text{発生量}) \times 100$

なお、再生利用量は肥料・飼料・油脂及び油脂製品・メタンの原材料として仕向けられた量である。

- 近隣には魅力的な東アジア市場が存在。しかし、食品産業の海外展開は欧米企業に比べ不活発。今後、食品産業がもっぱら国内市場に依存したままでは、経営基盤が弱体化し、食料の安定供給機能に支障が生じるおそれ。
- 「21世紀新農政2006」に基づき、食品産業の海外投資の促進によって東アジアの発展に貢献し、ともに成長する「東アジア食品産業共同体構想」を推進。

東アジア食品産業共同体構想の基本的考え方



資料：農林水産省作成。

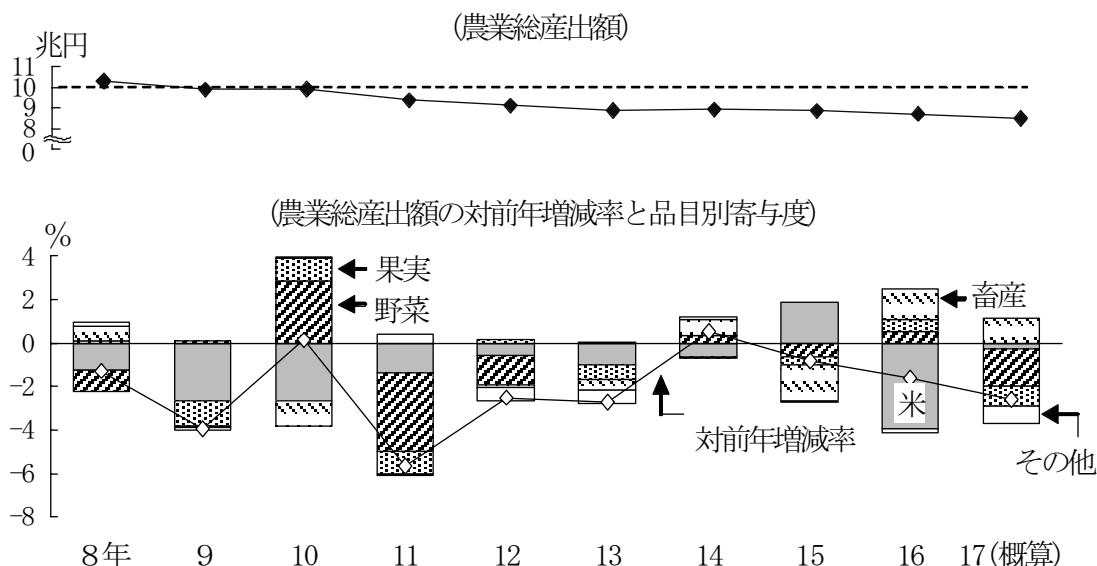
第Ⅱ章 農業の体质強化と新境地の開拓

第1節 農業経済の現状

(1) 農業経済の現状

○17年の農業総産出額（概算）は、前年に比べて2.6%減少して8兆4,887億円。9年以降10兆円を下回り推移。冷害により価格が高騰した15年を除き、米の産出額の減少による影響が続く状況。

農業総産出額の推移とその増減における品目別寄与度

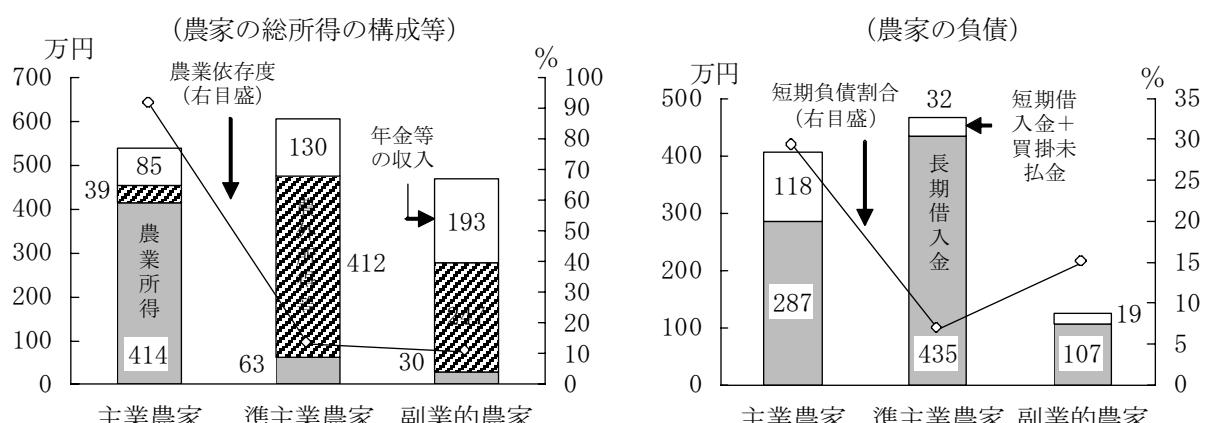


資料：農林水産省「生産農業所得統計」を基に農林水産省で作成。

○17年の主業農家の総所得は前年より6.0%減少して539万円。農業依存度が高いため、気象災害等に伴う農業所得の変動に左右されやすい状況。

○一方、主業農家の負債は405万円で、短期（1年以内）で返済が必要な割合は高く、毎年安定した現金収入が必要。

農家の総所得の構成等及び負債（17年、主副業別）



資料：農林水産省「農業経営統計調査（経営形態別経営統計）」

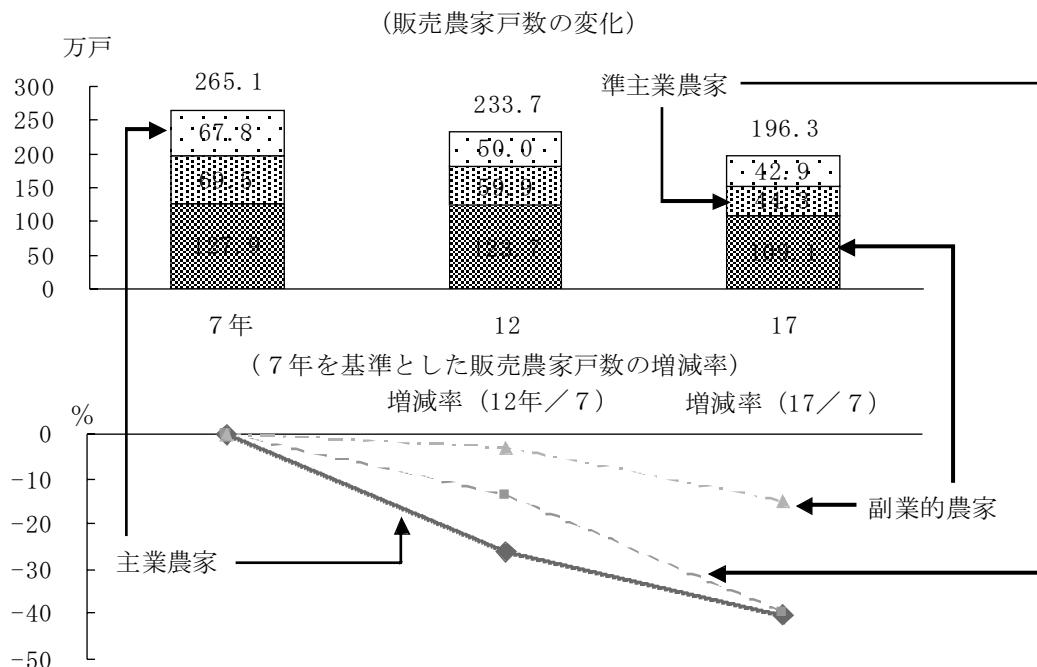
注：1) 農業依存度=農業所得/（農業所得+農外所得等）×100

2) 短期負債割合=（短期借入金+買掛未払金）/（長期借入金+短期借入金+買掛未払金）×100

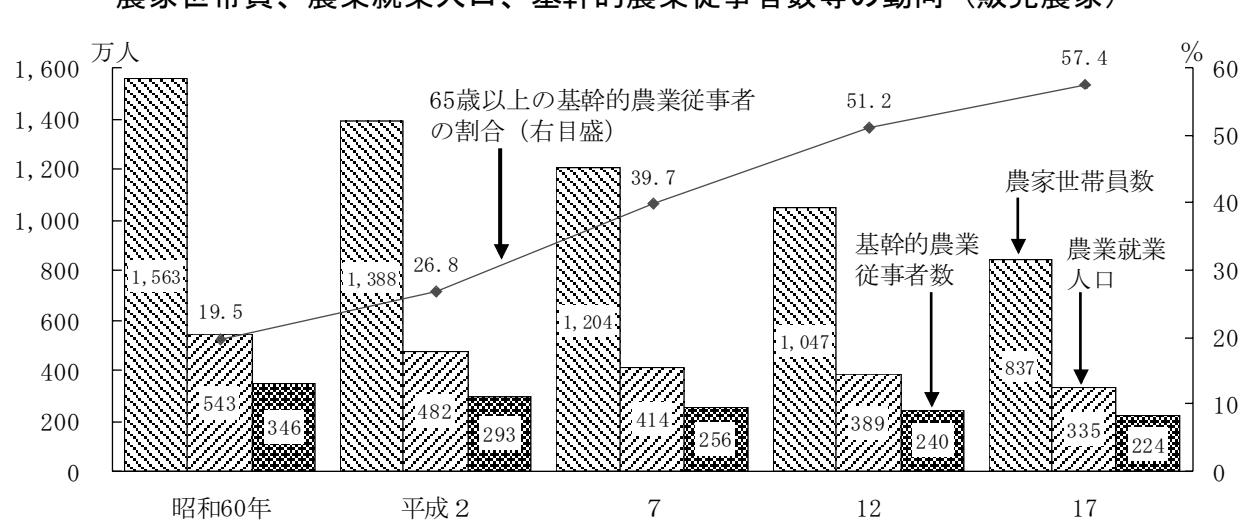
(2) 農業従事者、新規就農者の動向

- 農家戸数は引き続き減少傾向にあり、17年の主業農家、準主業農家は7年に比べ、ともに4割減少。
- 基幹的農業従事者数は、7年以降、減少幅が縮小しているが、そのうち17年の65歳以上の割合は、20年前(20%)の約3倍の57%。

販売農家戸数の経年変化（全国）

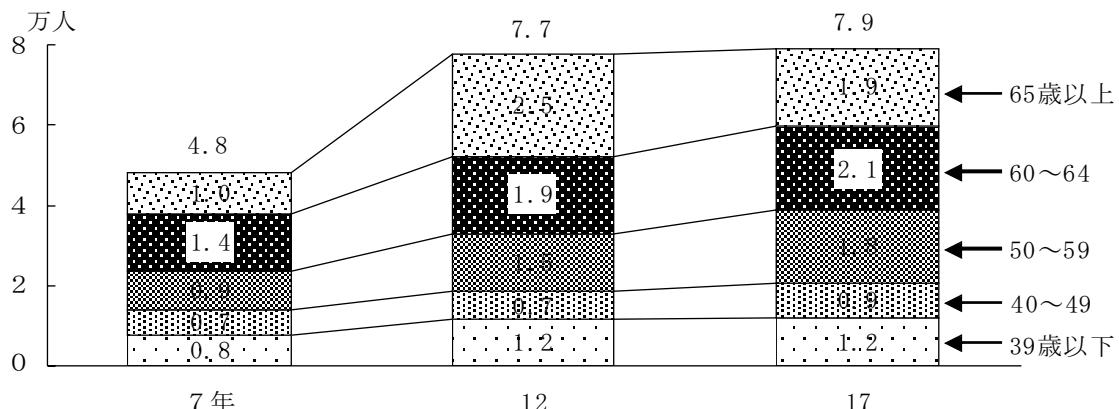


農家世帯員、農業就業人口、基幹的農業従事者数等の動向（販売農家）



- 新規就農者は増加傾向にあるが、8万人の新規就農者のうち半数を60歳以上が占めており、39歳以下の新規就農青年は1万2千人程度。
- 新規就農に際し、資金の確保では自己資金のほか制度資金の活用が多く、農地の確保では、自ら確保するほか農業委員会等による斡旋を受ける割合が高い。
- 今後、多様な能力を有する農業労働力を確保していく観点から、若者や団塊世代等の再チャレンジに対し、経験がなくても農業に就業できるよう就農後の定着までの各段階に応じ、きめ細かな支援が必要。

年齢別新規就農者の経年変化

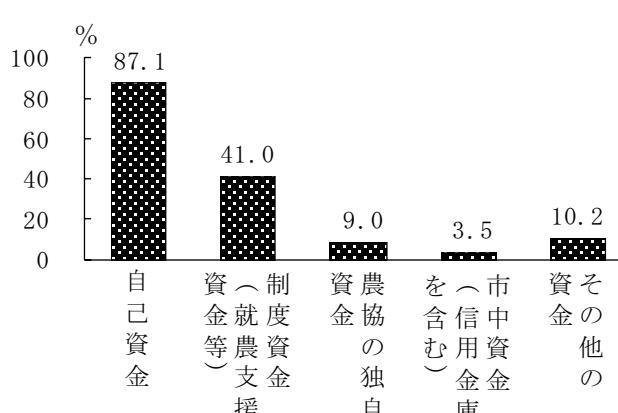


資料：農林水産省「農業構造動態調査」

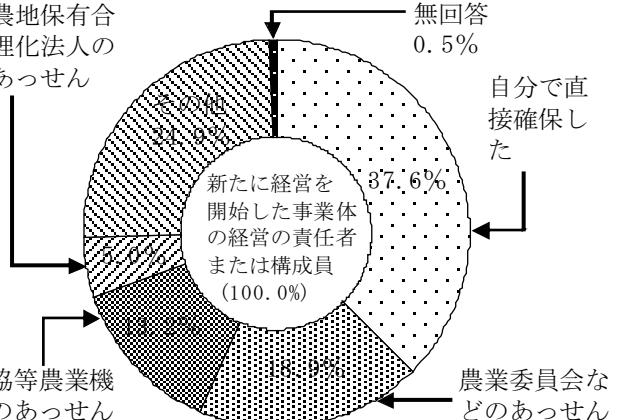
- 注：1) 「新規就農者」とは、就業状態が「学生」から「農業が主」となった者（新規学卒就農者）と「勤務が主」から「農業が主」となった者（離職就農者。在宅、Uターンを問わない。）の合計。
2) 17年の数値は、「農林業センサス」（17年）及び「農業構造動態調査」（18年）による組替集計である。

新規就農者の資金及び農地の確保方法

(資金の確保方法(複数回答))



(農地の確保方法)



資料：農林水産省「農林水産業新規就業者等調査」（16年2月公表）

- 注：1) 14年6月から15年5月までの間の農業への新規就業者を対象として実施したアンケート調査（回答総数3,625）のうち、新たに経営を開始した事業体の経営の責任者または構成員402人を対象としている。
2) 「農業への新規就業者」とは、過去に農業に従事していなかった者もしくは農業従事者が従事であった者またはふだんの状態が仕事を主としていなかった者で、調査期日前1年間に農業で恒常的な収入を得ることを目的に新たに主として農業に従事し、かつ、ふだんの状態が仕事を主としている者で、調査期日時点の年齢が満15歳以上65歳未満の者である。

(3) 女性農業者の参画の推進

- 基幹的農業従事者の45.8%を女性が占めており、重要な役割を果たしているが、認定農業者数や農業委員数に占める女性の割合は依然として低水準。
- 家族経営協定は、農業経営での世帯員の役割、就業条件等を取り決めたもので、経営者・配偶者間のものが半数。
- その締結内容は、農業経営や労働環境の整備に関する取り決めが多い。各農家が家族経営協定を十分理解した上で、その必要性を考えることが重要。
- 女性農業者で給与等を受け取っているのは5割であり、女性農業者の役割を適正に評価し、参画を推進することが必要。

女性の基幹的農業従事者数等(全国)

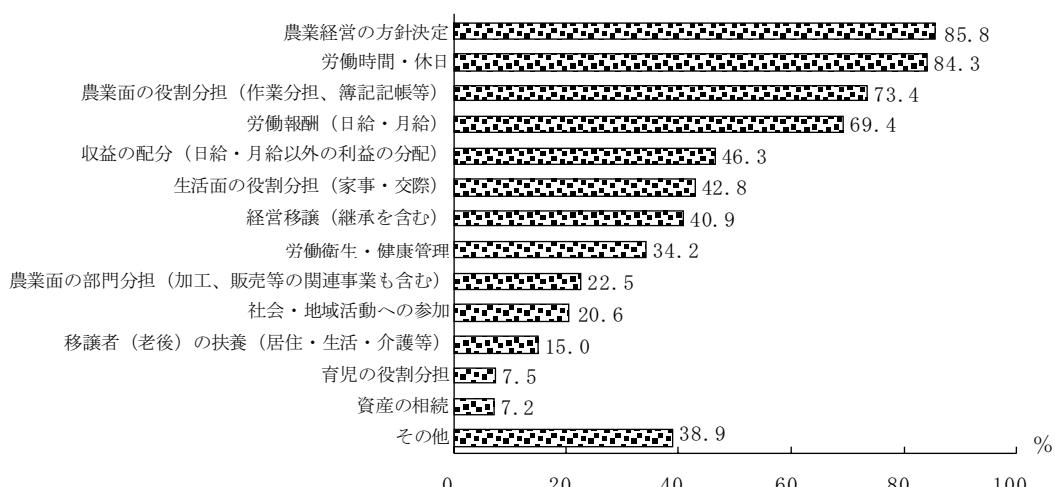
基幹的農業従事者数(千人)	認定農業者数(人)		農業委員数(人)		
	うち女性(千人、%)	うち女性(人、%)	うち女性(人、%)	うち女性(人、%)	
2,241	1,027 (45.8)	200,842	4,896 (2.4)	45,379	1,879 (4.1)

資料：農林水産省「農林業センサス」（17年）、農林水産省調べ。

注：1) 認定農業者数は18年、それ以外は17年の数値。

2) 認定農業者数の「うち女性」の数には、女性による農業経営改善計画の単独申請のほか、夫婦による共同申請数を含む。

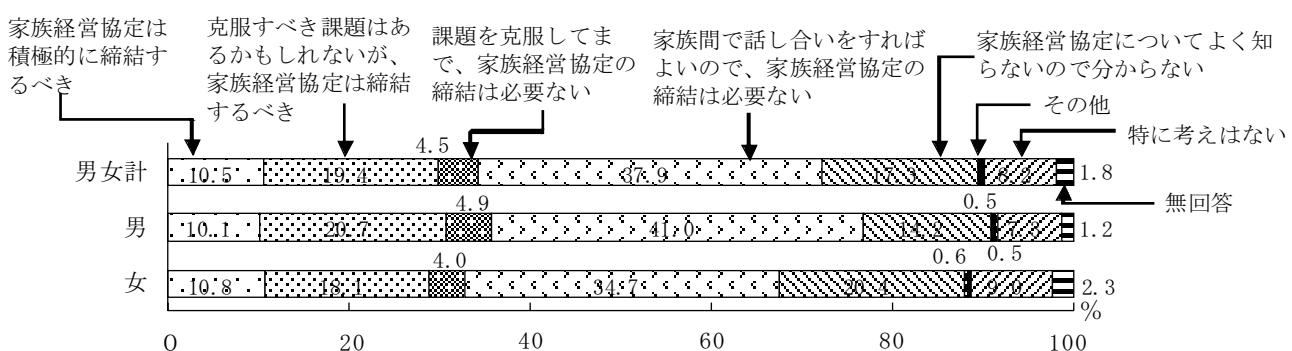
家族経営協定の締結内容(18年)



資料：農林水産省調べ。

注：18年3月末現在の数値である。

家族経営協定に関する意識



資料：農林水産省「農家における男女共同参画に関する意向調査」(17年3月公表)

注：全国の女性農業者と配偶者3,000名ずつを対象として実施(回収率はそれぞれ50.3%、50.0%)。

(4) 農業における外国人労働者の動向

- 我が国における外国人労働者は増加傾向にあり、17年には約61万人。
- 開発途上国の「人づくり」に一層協力するため創設された研修・技能実習制度は、1年間の研修後、要件を満たせばさらに2年間の技能実習が可能。
- 研修を目的とした新規入国者数も増加傾向で、17年には約8万3千人。
- 農業分野の外国人研修生は、17年には13年の1.9倍の約6,600人と急増、技能実習生も増加しているが、研修・技能実習制度の目的に反し、研修生に労働力としての役割を期待する傾向。
- 農業の実態にあった受入れ体制の整備と、受入れ機関における制度の理解と適切な運用が必要。

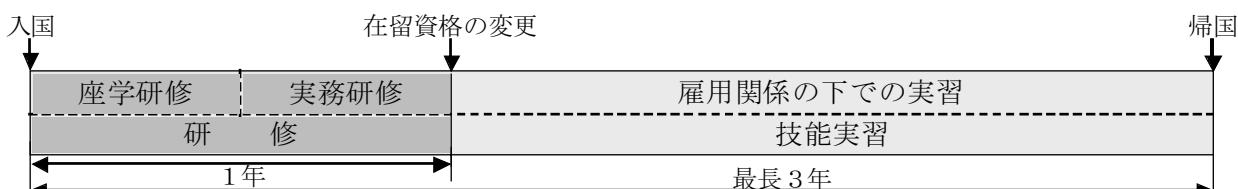
外国人労働者数（17年）

	人数(人)
就労目的外国人（専門的・技術的分野）	約18万
日系人、日本人の配偶者等	約24万
アルバイト（資格外活動）	約10万
技能実習、ワーキングホリデー等（特定活動）	約8.5万
合計	約61万

（参考）不法残留者は、約19万人。

資料：法務省入国管理局統計を基に、厚生労働省で作成。

研修・技能実習制度の仕組み



資料：厚生労働省「研修・技能実習制度研究会資料」（18年10月）を基に農林水産省で作成。

- 注：1) 入国情時の在留資格は「研修」、変更後は「特定活動」。
- 2) 技能実習に進めるのは、所定の技能評価試験による研修成果の評価、技能実習計画の評価および在留状況の評価といった要件を満たした者である。
- 3) 「研修」の在留資格では、入管法上、報酬を受ける活動が禁止されていることから、研修生は労働者とはならない。

農業分野・食品製造分野における研修生の推移

（単位：人）

	13年	14	15	16	17
農業分野の研修生	3,516	4,645	4,280	5,980	6,606
技能実習生移行申請者	510	849	1,155	1,837	2,758
食品製造業分野の研修生	4,963	7,060	6,611	8,322	10,048
技能実習生移行申請者	2,202	2,596	3,134	4,158	4,844

資料：農林水産省、(財)国際研修協力機構調べ。

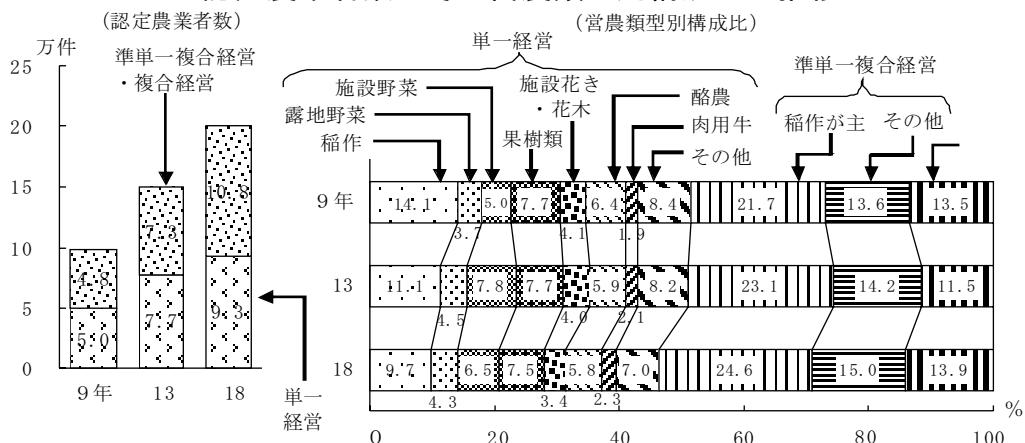
注：研修生には、実務研修を行わない者を含む。

第2節 担い手の育成・確保に向けた取組

(1) 担い手と農業経営の動向

- 認定農業者数は増加傾向にあり、18年12月末現在で約22万経営体。當農類型別にみると、準単一複合経営と複合経営を合わせた経営の割合が上昇。
- 認定農業者のいない農家は、経営耕地面積、農家戸数ともに減少している一方、認定農業者を有する農家は、両方とも増加しており、経営資源の集中化が進展。
- 12年から17年までほぼ横ばいであった集落営農数は、17～19年に約2千増加し、約1万2,100。集落営農の設立により、所得の向上、労働時間の減少等の効果。

認定農業者数とその當農類型別構成比の推移

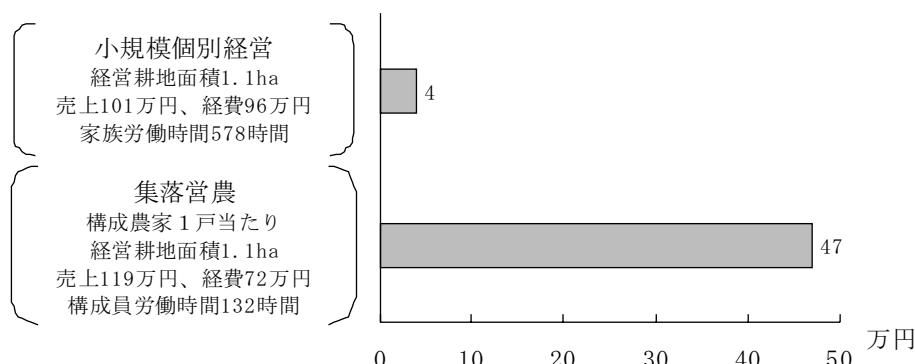


認定農業者の有無による経営耕地面積・農家戸数等の動向

	認定農業者 がいる販売 農家	経営耕地面積			農家戸数		
		12年	17	増減率	12年	17	増減率
認定農業者 がいる販売 農家	水田の経営耕 地面積・戸数	127	180	41.7	23	28	24.0
	畑の経営耕地 面積・戸数	12	16	32.3	6.5	8.1	25.0
認定農業者 のいない販 売農家	水田の経営耕 地面積・戸数	1,159	936	▲ 19.3	1,147	881	▲ 23.2
	畑の経営耕地 面積・戸数	54	44	▲ 18.2	75	58	▲ 22.5

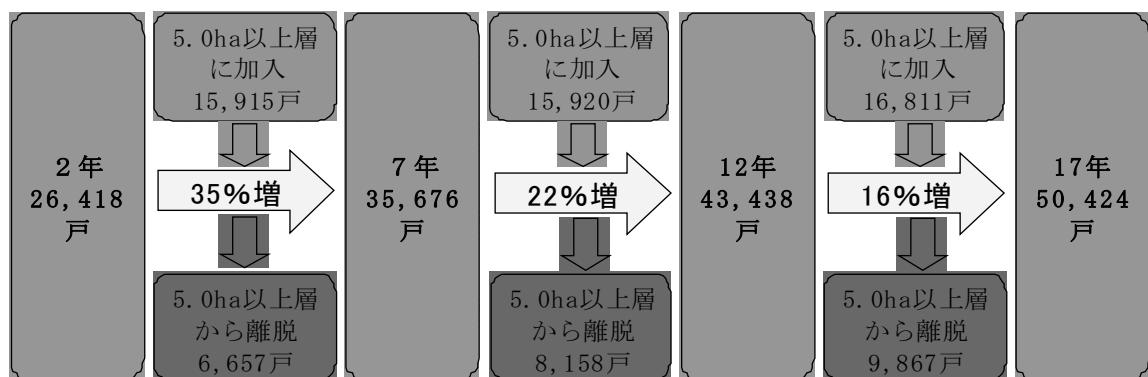
資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

農家1戸当たり農業所得の比較（17年、水田作経営）



○新たに5.0ha以上層に属した農家数は、2～7年と7～12年ではほぼ同数であったが、12～17年では増加。5.0ha以上層からの離脱農家数は増加傾向にあり、5.0ha以上層への加入農家数との差は減少。この結果、5.0ha以上層の農家数の伸びは鈍化。

5.0ha以上層農家の動態（2～17年、都府県）

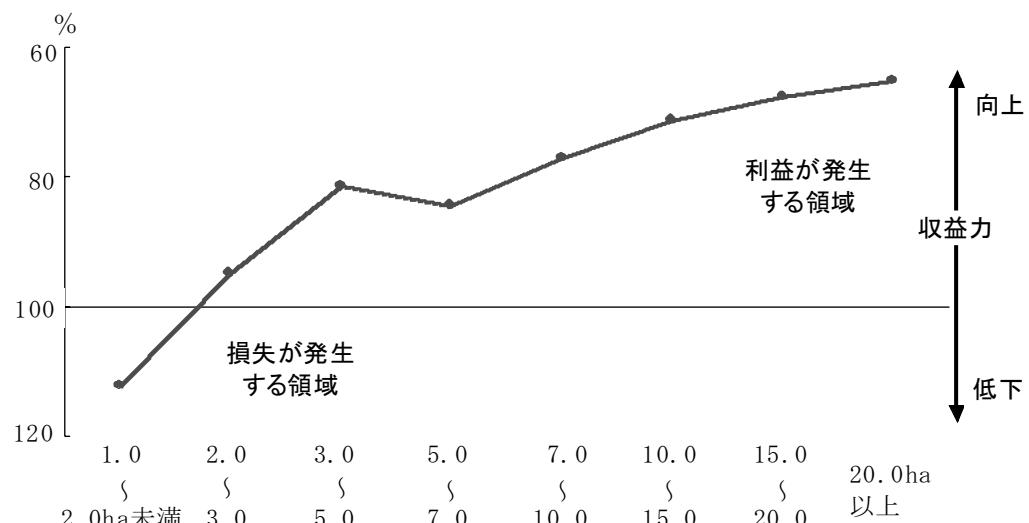


資料：農林水産省「農林業センサス」

注：12年から17年にかけての加入・離脱戸数は概数値であり、実際の増加数とは一致しない。

○稲作単一経営は、規模が大きくなるほど損益分岐点比率（低いほど収益力が高く経営が安定していることを示す指標）が低くなる傾向があり、大規模層の経営は効率的で収益力が高い。

稲作単一経営の損益分岐点比率（17年、都府県）



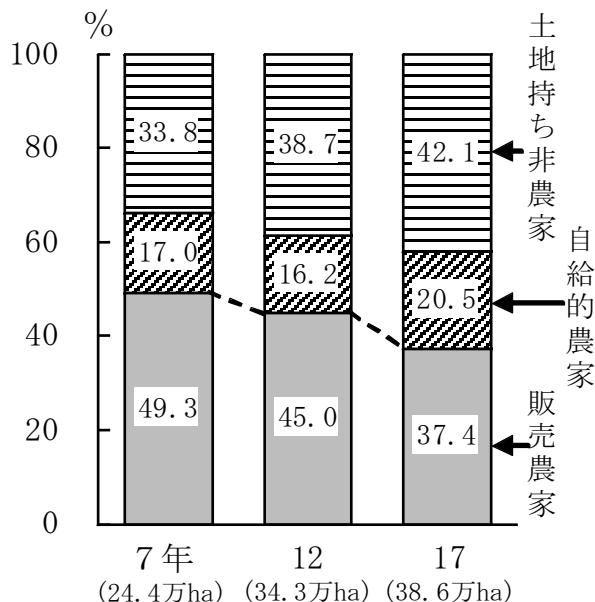
資料：農林水産省「農業経営統計調査（當農類型別経営統計、農産物生産費統計）」より試算。

注：稲作単一経営における稲作部門の数値から試算したものである。

(2) 耕作放棄地の動向と担い手への農地利用集積の促進

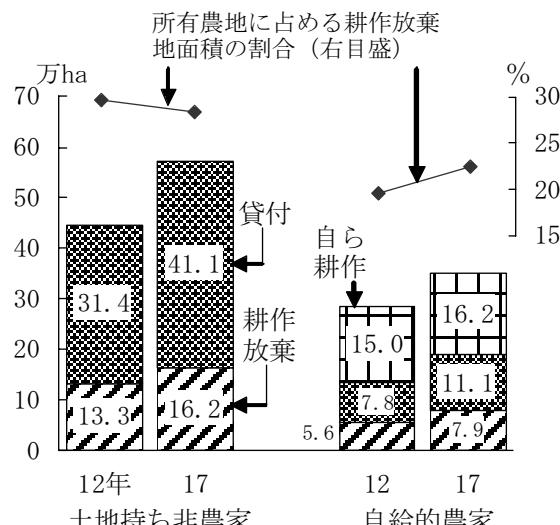
- 18年の耕地面積は467万haで引き続き減少。17年の耕作放棄面積は38万6千haであり、琵琶湖の5.7倍に相当し、耕地面積の8%。農家等の区別では、土地持ち非農家と自給的農家の割合が上昇。
- 企業の新規参入や基盤整備等により耕作放棄地を解消した取組が進展。
- 担い手への農地の面的集積の加速化をはじめ、優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止といった課題に対処するため、農地政策の再構築に向けた検討が必要。

耕作放棄面積の農家等の区別割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

耕作する耕地面積と耕作放棄地面積の農家等の区別推移（全国）

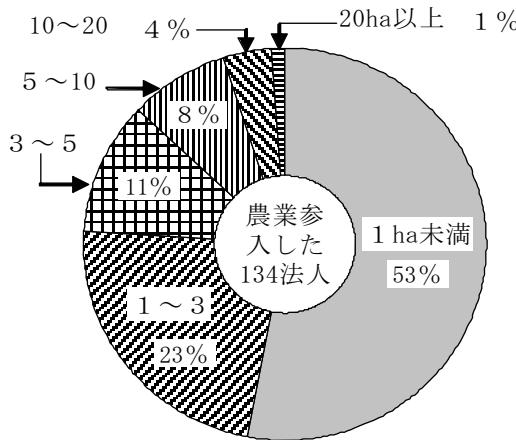


資料：農林水産省「農林業センサス」

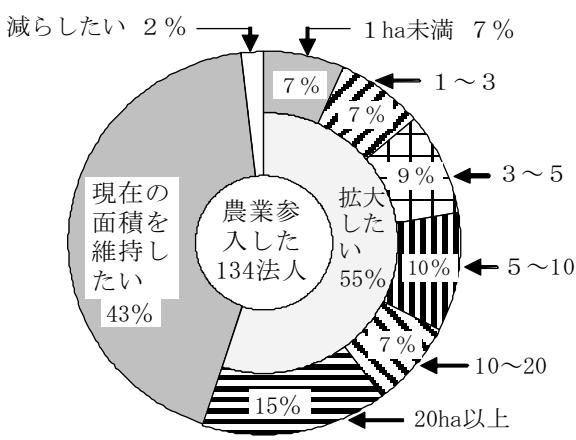
注：土地持ち非農家については、貸付面積に対する耕作放棄面積の割合である。

- 担い手への農地利用集積は、所有権移転より利用権設定の方が大きな割合を占めながら増加しているが、更なる加速化が必要。
- 企業等の農業参入は、18年9月現在173法人であり、合わせて529haの農地を借り入れ、耕作放棄地の解消・発生防止に貢献。企業等の農業参入の促進には、希望にあった農地を確保し、参入法人に提供していくことが重要。

農外から農業に新規参入した法人の借入面積と今後の意向
(現在の借入面積)



(今後の経営面積の意向)

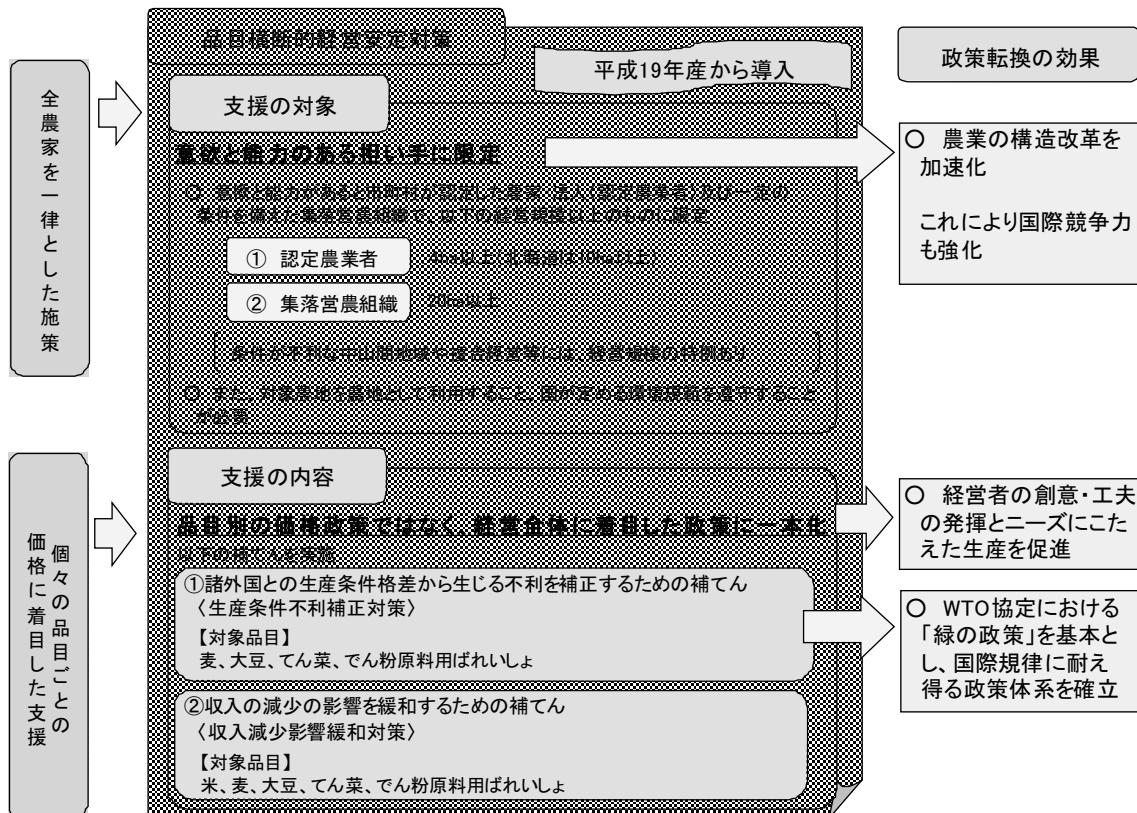


資料：農林水産省「農外から農業に新規参入した法人に対するアンケート調査」（18年9月公表）
注：18年3月1日時点での農業に参入している156法人を対象として実施（回収率85.9%）。

(3) 品目横断的経営安定対策の取組

- 19年産からの導入に向け、18年9～11月に秋まき麦を作付ける農業者を対象に加入申請の受付を行った結果、27,700経営体が申請を行い、作付計画面積は、18年秋時点の申請だけでも、18年産の4麦の作付面積の9割に相当する243,885ha。
- 各地域では、品目横断的経営安定対策の導入に対応するため、集落営農の組織化などの取組が進展。

品目横断的経営安定対策のポイント



資料：農林水産省作成。

<事例：旧村全6集落で設立された農事組合法人の品目横断的経営安定対策への対応>

兵庫県加古川市北東部は、以前から集落ごとに農業機械の共同利用組織としての営農組合が作られていた。しかしながら、6つの集落は高齢化と担い手不足が進むなか、地域農業の持続的発展を図り、経営の効率化を目指すため、地域の普及指導センターの強力な指導を受け、個々の営農組合を1つの農事組合法人に再編した。農事組合法人には、全体の水田の約3分の1に当たる約100haが集積され、水稻・大麦・大豆を中心とした営農が展開されている。3名のオペレーターを中心とした体制により、



農業機械の稼働効率が飛躍的に向上している。農家レストラン経営や弁当、和洋菓子等の食品加工のほか、若者をオペレーターとして養成後、雇用するなど様々な取組を行っている。

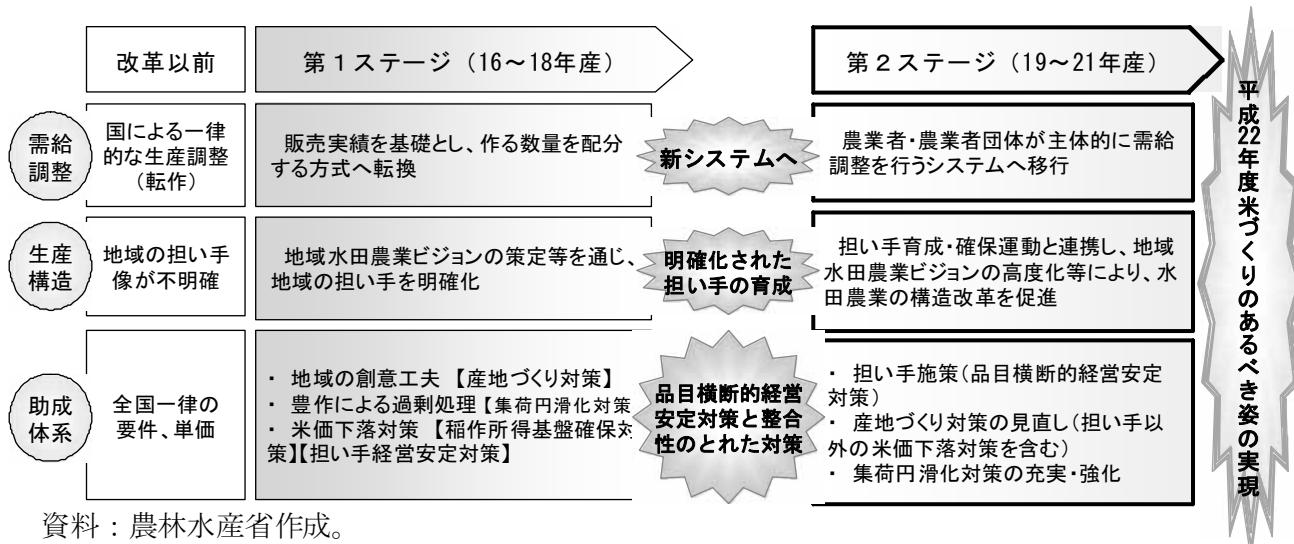
品目横断的経営安定対策については、18年秋に加入を済ませている。今後、農作業の安全面への配慮や営農技術の向上、受託面積拡大に伴う労働力不足等の問題を解消することが課題である。

大規模な大麦の栽培

(4) 米政策改革と主要品目の生産と政策

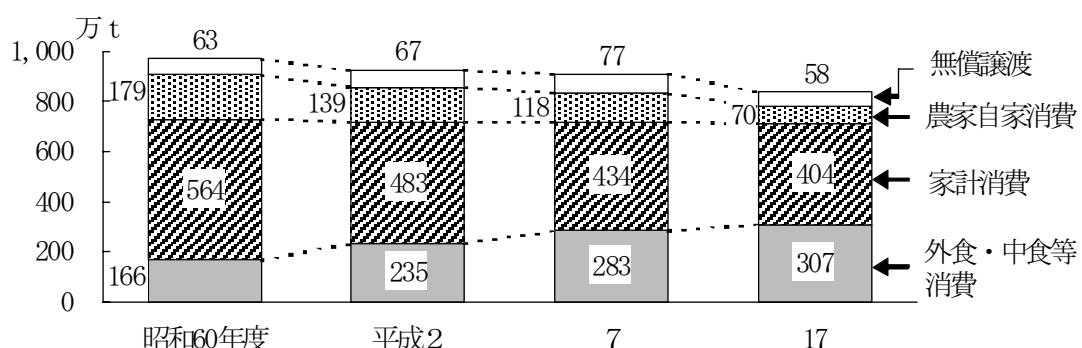
- 米については、消費者重視・市場重視の考え方方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じ、22年度までに米づくりの本来あるべき姿の実現を目指す。
- 19年産米から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行。
- 今後、担い手の育成・確保と生産調整の的確な取組の加速とともに、外食・中食産業等のニーズにも対応した売れる米づくりの推進が必要。食料自給率向上の観点から、食育を通じた米の消費拡大に向けた取組の推進が重要。
- 麦については、麦政策の見直しを着実に進め、生産性及び品質の向上を図りつつ、需要に応じた麦生産を行うことが重要。
- 大豆については、安定生産、コスト削減等に向け、新品種の導入、産地と実需者の安定的な需給関係の構築といった産地改革が重要。

米政策改革の推進



資料：農林水産省作成。

主食用米の需要量の推移とその内訳



資料：総務省「家計調査」、農林水産省「食料需給表」、「生産者の米穀現在高等調査」を基に農林水産省で試算。

- 注：1) 需要量は供給純食料（主食用）を玄米換算している。
 2) 家計消費は、2人以上世帯（農林漁家世帯を除く）の世帯員1人当たりの米の購入数量を玄米換算し、総人口を乗じて算出している。
 3) 無償譲渡は、農家世帯から親族等へ贈答された数量である。
 4) 外食・中食等消費は、需要量から家計消費、農家自家消費、無償譲渡分を差し引いた量であり、加工米飯等に使用される米も含まれる。

- 新たな野菜対策として、担い手の所得を安定的に確保する観点から、契約取引、需給調整の的確な実施を推進し、価格安定制度にも担い手の育成・確保への取組を奨励する仕組みを19年産から導入。
- 新たな果樹対策として、これまでの果樹経営安定対策を廃止し、産地自らが策定した「果樹産地構造改革計画」に基づき、優良品目への転換等前向きな取組を行う産地・担い手を支援する果樹経営支援対策を19年産から導入。

新たな野菜対策の概要

《農業所得に大きく依存する担い手の所得確保》

実需者からの所得確保 → 契約取引の推進
市場からの所得確保 → 需給調整の的確な実施

《担い手を中心とした体質の強い産地づくり》

価格安定制度にも担い手の育成・確保への取組を奨励する仕組みを導入→価格安定制度における担い手への重点支援



資料：農林水産省作成。

新たな果樹対策の概要

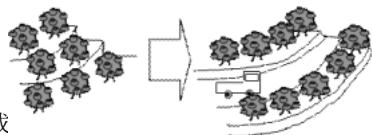
◆優良品目・品種への改植・高接、条件不利園地の廃園◆

改植	みかん、りんご（わい化含む） その他果樹
高接	みかん、りんご、その他果樹
条件不利園地の廃園（植林等）	みかん等

◆小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良）等◆

園内道整備、傾斜の緩和、土層改良等

みかん、りんご、
その他果樹



資料：農林水産省作成

○畜産経営安定対策について、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、肉用牛肥育経営安定対策、地域肉豚生産安定基金について、認定農業者を基本とした対象者の見直し。

○19年度からの制度の円滑な移行に向け、認定農業者の更なる増加や認定農業者に準ずる者の経営水準の向上等を推進し、担い手を中心に消費者ニーズに即した生産や収益性の高い畜産経営が展開できる生産構造の確立が重要。

畜産経営安定対策の対象者の見直し

加工原料乳生産者補給金制度

計画生産に
参加する生産者
(現行どおり)

(目的)
加工原料乳の再生産を可能とし、生乳生産の需給安定を図る。

(効果)
計画生産の参加者が対象であるため、計画生産の確実な実施、生乳全体の需給安定に寄与。

肉用子牛生産者補給金制度

肉用牛子牛
の生産者
(現行どおり)

(目的)
牛肉自由化の代償措置として設置。繁殖経営の再生産を可能とし、肉用牛生産の安定を図る。

(効果)
我が国の肉用牛生産は、繁殖経営からの素牛を肥育経営が肥育・出荷する構造。このため、広く子牛の生産者を対象とし、肉用牛生産の安定に寄与。

肉用牛肥育経営安定対策事業 地域肉豚生産安定基金造成事業

認定農業者を基本とし、
特認として認定農業者
に準ずる者を個別に認定

(目的)
牛枝肉、豚肉価格の低落時、生産者に補てん金を交付し、肥育経営、養豚経営の安定を図る。

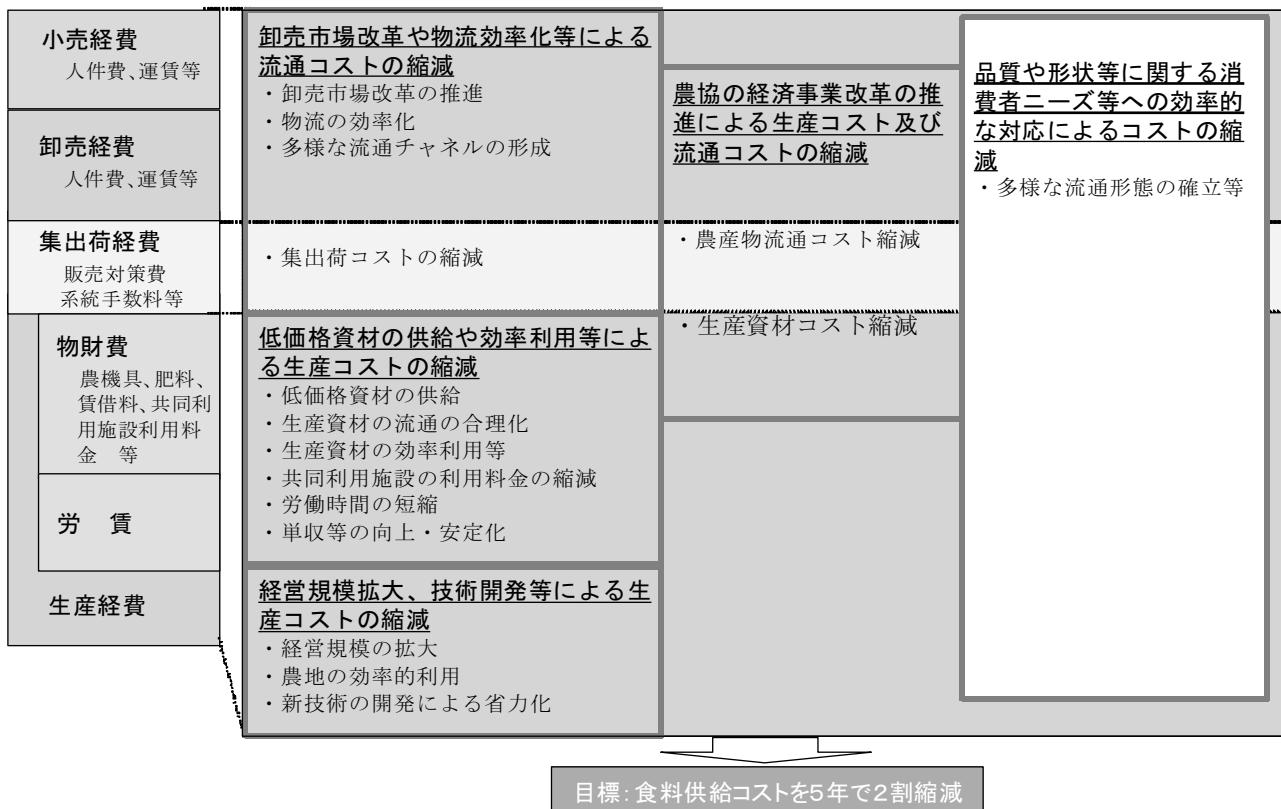
(効果)
肥育、養豚経営では構造改革が相当程度進行。

資料：農林水産省作成。

第3節 食料供給コスト縮減に向けた取組

- 農業の体质を強化するためには、食料の生産から流通にわたる諸問題を解決し、食料供給コストの縮減を図ることが重要。
- 「21世紀新農政2006」で設定した5年で2割のコスト縮減目標に向けて、「食料供給コスト縮減アクションプラン」(18年9月取りまとめ)に基づく取組を着実に実施。

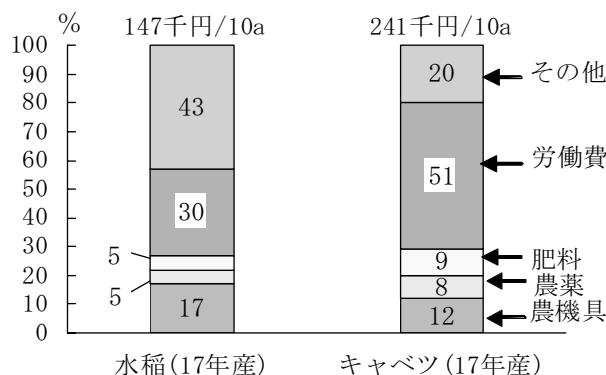
食料供給コストの構成とアクションプランの関係



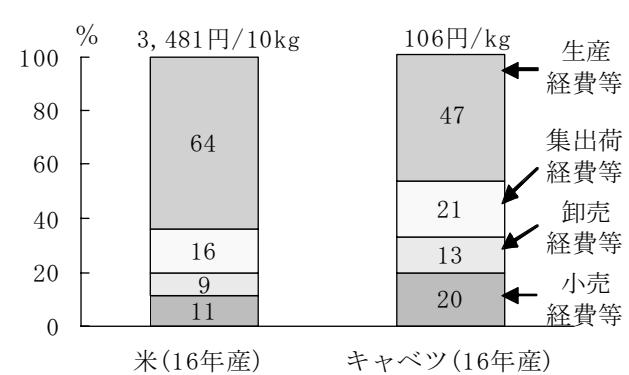
資料：農林水産省作成。

- 農業の生産コストは、水稻やキャベツ等の露地野菜の場合、肥料、農薬、農機具といった生産資材費が全体の2~3割で、労働費が3~5割。また、生鮮品小売価格は、集出荷経費、卸売経費、小売経費といった流通コストが米で3割、キャベツで5割。

農業の生産コスト構成



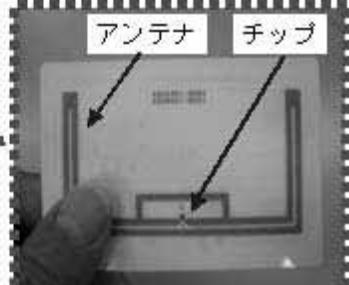
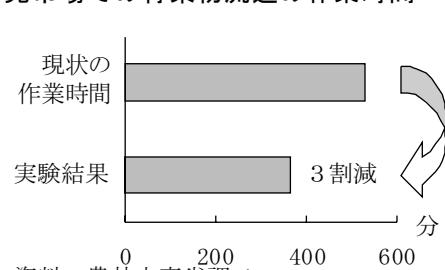
生鮮品の小売価格構成



資料：農林水産省推計。

- アクションプランでは、生産コストの縮減に向け、低価格資材の供給や効率利用を図ることとされている。また、生産コスト縮減のため、これらの取組と併せて、経営規模拡大や、新たな生産技術・品種の導入にも取り組むこととされている。
- 流通コストの縮減では、青果・水產物流通の6~7割を扱っている卸売市場の改革や、物流全般の効率化に取り組むこととされている。
- 農協の経済事業については、全国農業協同組合連合会が、改善計画に基づき抜本的改革を推進中。農林水産省では、アクションプランの一環としても改善計画の進捗状況を継続的に監視、指導を実施。

コスト縮減に向けた具体的な取組例

生産コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・低価格資材の供給拡大 <p>【輸入高度化成肥料】 窒素(N)、りん酸(P)、加里(K)の成分合計含有量が30%以上で、ヨルダン等から輸入（対同一国産銘柄▲25%）</p> <p>○輸入高度化成肥料の取扱量の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>12</th> <th>16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量(㌧)</td> <td>88,158</td> <td>103,401</td> </tr> <tr> <td>普及割合(%)</td> <td>23</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：全国農業協同組合連合会調べ。 注：普及割合は、全農が取扱う高度化成肥料（NPKの基本成分のみ）に占めるヨルダン化成肥料（原料用肥料除く）の割合。</p>	年度	12	16	数量(㌧)	88,158	103,401	普及割合(%)	23	36	<p>【大型包装農薬】 大型包装することにより、小分け包装に係る経費を低減した農薬（対基準規格品▲3~38%程度）</p> <p>○農薬大型規格品の価格(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基準規格品(A)</th> <th>大型規格品(B)</th> <th>価格差(A-B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻除草剤</td> <td>1kg (10a)</td> <td>10kg</td> <td>▲5%</td> </tr> <tr> <td>園芸殺虫剤</td> <td>1L (2~10a)</td> <td>5L</td> <td>▲10%</td> </tr> <tr> <td>茎葉処理除草剤</td> <td>500cc (5~20a)</td> <td>20L</td> <td>▲38%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：全国農業協同組合連合会調べ。</p>	用途	基準規格品(A)	大型規格品(B)	価格差(A-B)	水稻除草剤	1kg (10a)	10kg	▲5%	園芸殺虫剤	1L (2~10a)	5L	▲10%	茎葉処理除草剤	500cc (5~20a)	20L	▲38%	<p>【低コスト支援農機】 基本性能を確保しつつ機能の特化等により従来機に比べ1割程度低価格な農業機械</p> <p>○低コスト支援農機と従来機の価格及び主な仕様等の比較(例) (水田用トラクタ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>低コスト支援農機</th> <th>従来機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>価格</td> <td>258万円</td> <td>293万円</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>水田のロータリ作業に特化</td> <td>水田・畑作用</td> </tr> <tr> <td>仕様(例)</td> <td>変速段数 前後進とも12</td> <td>変速段数 前後進とも16</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>965kg</td> <td>1,300kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：農林水産省調べ。 注：価格はメーカー希望小売価格(税込)。</p>		低コスト支援農機	従来機	価格	258万円	293万円	用途	水田のロータリ作業に特化	水田・畑作用	仕様(例)	変速段数 前後進とも12	変速段数 前後進とも16	重量	965kg	1,300kg
年度	12	16																																									
数量(㌧)	88,158	103,401																																									
普及割合(%)	23	36																																									
用途	基準規格品(A)	大型規格品(B)	価格差(A-B)																																								
水稻除草剤	1kg (10a)	10kg	▲5%																																								
園芸殺虫剤	1L (2~10a)	5L	▲10%																																								
茎葉処理除草剤	500cc (5~20a)	20L	▲38%																																								
	低コスト支援農機	従来機																																									
価格	258万円	293万円																																									
用途	水田のロータリ作業に特化	水田・畑作用																																									
仕様(例)	変速段数 前後進とも12	変速段数 前後進とも16																																									
重量	965kg	1,300kg																																									
流通コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場における生鮮品流通をIT技術によって効率化する実証実験を実施。電子タグ(荷札)を検品や分荷等に活用することにより、作業時間が3割減少し、実用化に前進。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>実験の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>電子タグ</p> </div> </div>	<p>卸売市場での青果物流通の作業時間</p>  <p>現状の作業時間</p> <p>実験結果</p> <p>3割減</p> <p>0 200 400 600 分</p> <p>資料：農林水産省調べ。</p>																																									

全農の改善計画の進捗状況（コスト縮減に関する主な取組、18年12月末現在）

○生産資材手数料を18億円引下げ <ul style="list-style-type: none"> ・米麦容器・段ボール箱・農業機械：7.6億円（18年4月以降） ・肥料：5.1億円（18年7月以降） ・農薬：5.4億円（18年12月以降） 	○米の流通コスト削減 <ul style="list-style-type: none"> ・600円/60kgの販売対策費を廃止 ・現状で3千円/60kg程度の流通コストを、20年産までに2千円/60kg以内に削減する取組につき、18年産では28県本部で2千円/60kg以下とする目標を設定
---	--

資料：全国農業協同組合連合会「全農改革の進捗状況について」、「全農改革の進捗状況について（「改善計画」策定後1年間の到達点と今後の課題）＜概要版＞」（19年1月）を基に農林水産省で作成。

第4節 新境地の開拓に向けた多様な取組

(1) 付加価値の向上や知的財産の創造・保護・活用の取組

ア 高付加価値化の取組

- 我が国農業は、品質の高い農産物を志向する消費者ニーズに対応して、高い栽培技術を利用した高付加価値化を行うなど、競争力の強化を目指した取組を実施。
- 消費者は食品に対し「安全」を志向。このような消費者ニーズに対応することも生産者にとって重要。

品質の高い農産物の例

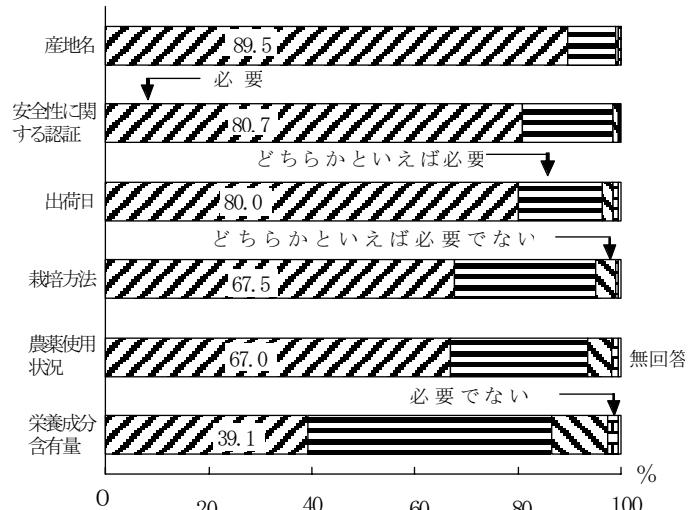
- 衛星写真を用いたたんぱく質含量の測定と刈取時期の適期調整（米）。
- 肥育ステージに合わせた飼料給与とサン（脂肪交雑）重視の肥育管理（和牛肉）。
- ガラス温室、隔離ベッド栽培による徹底した水、施肥、温度等の管理（温室メロン）。



隔離ベッドによる温室メロン栽培

資料：農林水産省作成。

消費者が野菜購入時に必要と考える情報

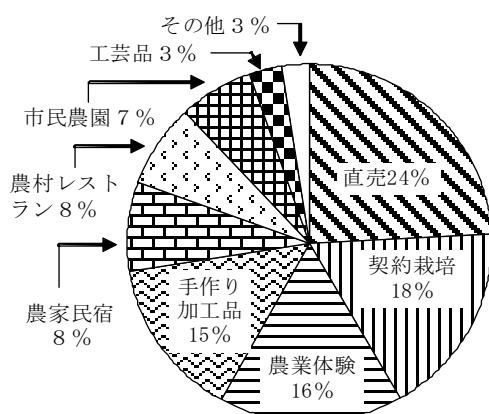


資料：農林水産省「野菜の生産流通情報に関する意識・意向調査結果」（16年8月公表）

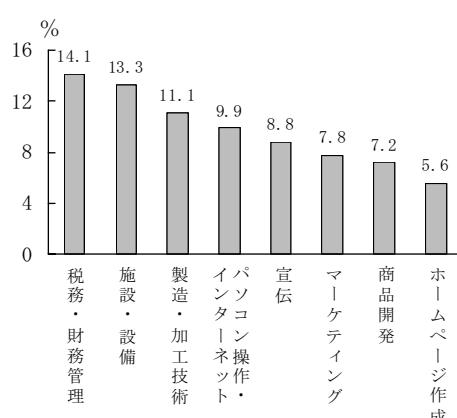
- 農業経営の安定と競争力の強化のためには、製造・加工や流通、飲食店でのサービスの提供等に積極的に取り組み、起業による多角化の促進を図ることが重要。
- 起業による多角化には、施設・設備への支援に加えて税務・财务管理、宣伝、マーケティング等ソフト面を含めた支援が必要。全国では農業の六次産業化に周辺農家と共に取り組む例もみられ、地域経済の活性化にも貢献。

興味のある農家起業と利用したい支援サービス

(起業形態)



(利用したい支援サービス)



資料：十勝圏複合事務組合「農村地域マーケティングリサーチ事業報告書」（15年3月公表）

注：十勝管内に居住する農家、非農家9,237戸を対象として行ったアンケート調査（回答率42.0%）。

イ 知的財産の創造・保護・活用の取組

○我が国の農林水産物・食品は、技術や文化といった貴重な知的財産により成り立つており、これらを創造し、適切に保護しながら活用して、国際競争力強化等につなげることが重要。

○18年2月に「農林水産省知的財産戦略本部」を設置、知的財産の創造・保護・活用のための施策を戦略的・総合的に推進。

知的財産の戦略的な創造・保護・活用



資料：農林水産省作成。

○アジア諸国等への種苗の違法持ち出しや、その収穫物の違法輸入等の我が国の育成者権の侵害事例が顕在化。関係法律の改正による取締りの強化、国内外での育成者権の取得促進等、育成者権の侵害に対し対応を強化。

植物新品種にかかる法体系の整備と育成者権の侵害事例

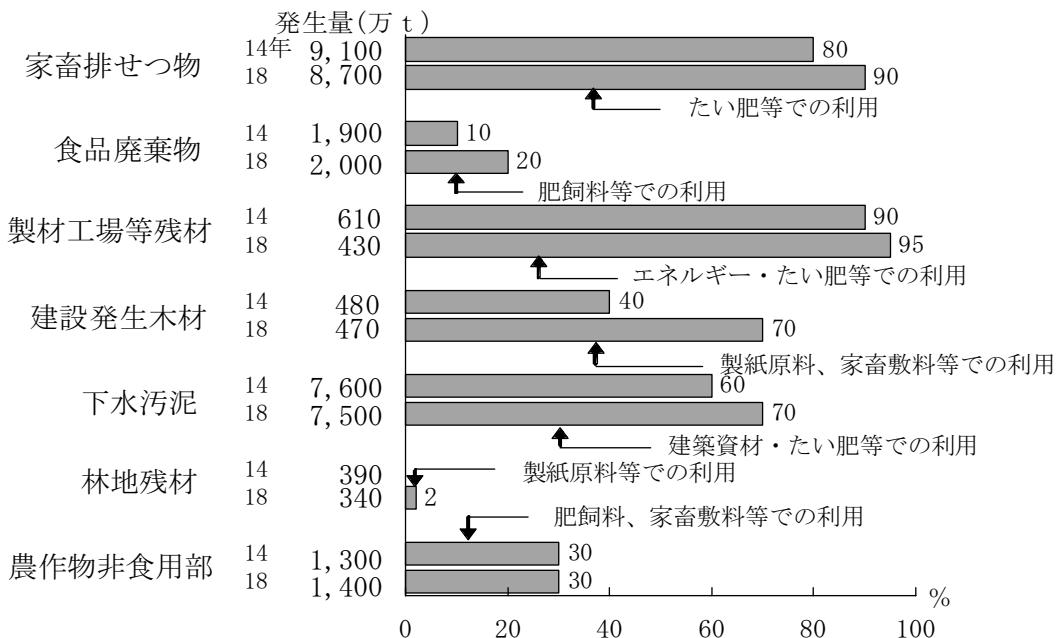
年	法体系の整備	農作物	概要	対応
2004		小豆 「きたのおとめ」「しゅまり」	・中国に種苗の違法持ち出し。 収穫物を輸入販売。	・北海道の警告により、業者が中国からの輸入を自粛。
2005	○改正種苗法公布 (育成者権の対象を加工品に拡大。 あわせて存続期間を延長)	い 「ひのみどり」	・中国から収穫物を違法輸入。	・長崎税關にて発見、摘発。 輸入業者に罰金等の判決。
		とうとう 「紅秀峰」	・豪州に種苗の違法持ち出し。	・山形県が現地の生産者等を刑事告訴。
2006	○改正関税法公布 (育成者権侵害物品を輸出してはならない貨物に指定)	カーネーション 「ライトピンクバーバラ」等4品種	・中国で無断で栽培、増殖。 収穫物を違法輸入販売。	・育成者権者が輸入業者に警告。
		輪菊 「岩の白扇」	・中国で無断で栽培、増殖。 収穫物を違法輸入販売。	・育成者権者が輸入業者に警告。

資料：農林水産省調べ。

(2) バイオマスの利用の加速化と地球環境対策

- バイオマスの利活用は、地球温暖化防止や循環型社会の形成に加え、従来の食料等の生産の枠を超えて、耕作放棄地の活用を通じて食料安全保障にも資するなど、農林水産業の新たな領域を開拓。
- 14年12月のバイオマス・ニッポン総合戦略策定後、廃棄物系バイオマスの利用率は着実に向かっているが、未利用バイオマスの利用率は1%の向上にとどまっており、資源作物の利活用もほとんど認められない状況。

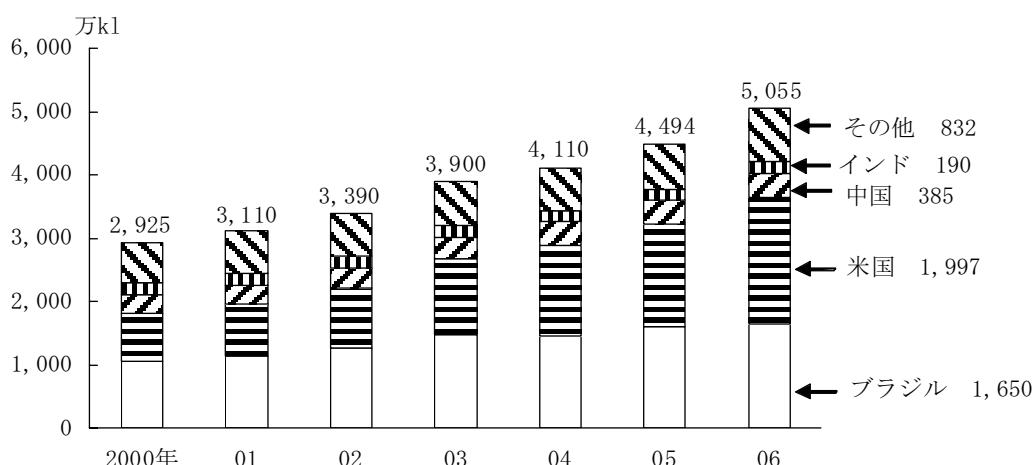
主なバイオマスの発生量と利用率の動向



資料：農林水産省調べ。

- 近年、地球温暖化防止や原油価格の高騰等を背景に世界各国でバイオ燃料利用の取組が進展しており、エタノール、バイオディーゼル燃料（BDF）の生産量は増加傾向。
- バイオエタノールの利用については、米国、ブラジル、BDFの利用についてはEUが積極的に取り組んでいるほか、アジア諸国でもその利用が進められている。

世界のエタノール生産量の推移



資料：F.O.Licht調べ。

注：2006年は見込値である。

- 我が国では、全国6か所の地域においてバイオエタノールの製造・利用についての実証試験が行われているほか、BDFについては自治体やNPOによる取組に加え、一般事業者による利用の拡大がみられるが、いずれも小規模。
- 18年11月に「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について関係府省一体で取り組むよう」との総理の指示を受け、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表を作成し、19年2月に総理へ報告。
- 今後、工程表に基づき、稲わらや木材等のセルロース系原料や耕作放棄地を利用した資源作物からエタノールを高効率に生産する技術の開発が重要。
- 諸外国では、政府による導入目標の提示、税制、補助等の支援策を実施。我が国も利用状況等を踏まえ、諸外国の動向も参考としつつ、多様な手法について検討。

諸外国におけるバイオエタノール導入への取組

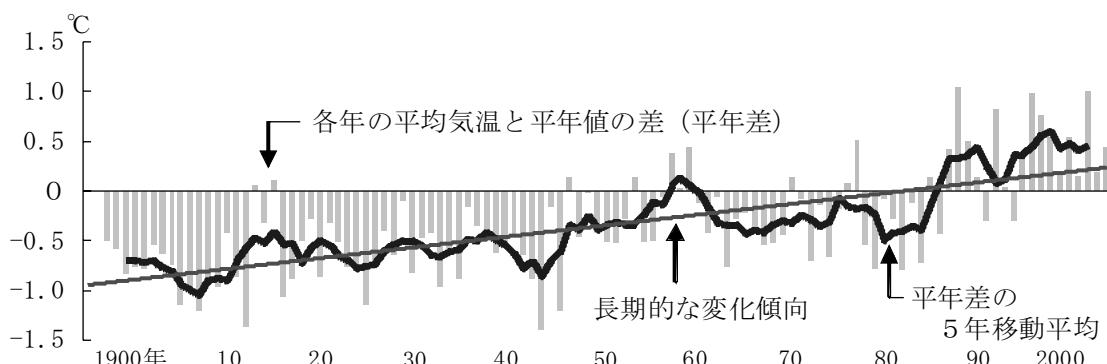
	ブラジル	米国	ドイツ	日本
導入方法	直接混合	直接混合	ETBE	直接混合、ETBE
原材料	さとうきび	とうもろこし	ライ麦、小麦	さとうきび糖蜜、廃木材等
混合率	20～25%で義務化 E100も一部で導入	10% (一部の州で義務化) E85も一部で導入	エタノール分 で上限約5%	エタノール分 で上限3%

資料：農林水産省調べ。

- 注：1) ETBE（エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）は、石油製造過程の副産物であるイソブテンとバイオエタノールから製造されるガソリン添加剤。
- 2) 上記のほか、例えば、米国では、2012年に約2,800万kLの自動車燃料として供給することが定められており、2007年1月の米国大統領一般教書演説では2017年までにこの義務量を約1億3千万kLに拡大することとしている。また、エタノール混合ガソリンに対してエタノール1リットル当たり約16円の物品税が控除されている。このほか、EUでは輸送用燃料におけるバイオ燃料の割合を2010年末には5.75%とする目標を掲げている。

- 温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が過度に温暖化するおそれがあり、環境への深刻な影響が懸念。我が国の年平均気温は100年当たり1.07°C上昇。
- 我が国は、京都議定書において基準年（原則1990年）に比べ6%の温室効果ガスの排出削減を約束しているが、2005年度の排出量（速報値）は8.1%の増加。このため、温室効果ガス排出削減対策や森林吸収源対策等の地球温暖化対策の推進が重要。
- 農業は自然循環機能を有し、生物多様性に様々な影響を与えることから、環境保全型農業の推進等、生物多様性保全の取組を進展。

日本の年平均地上気温の平年差の推移



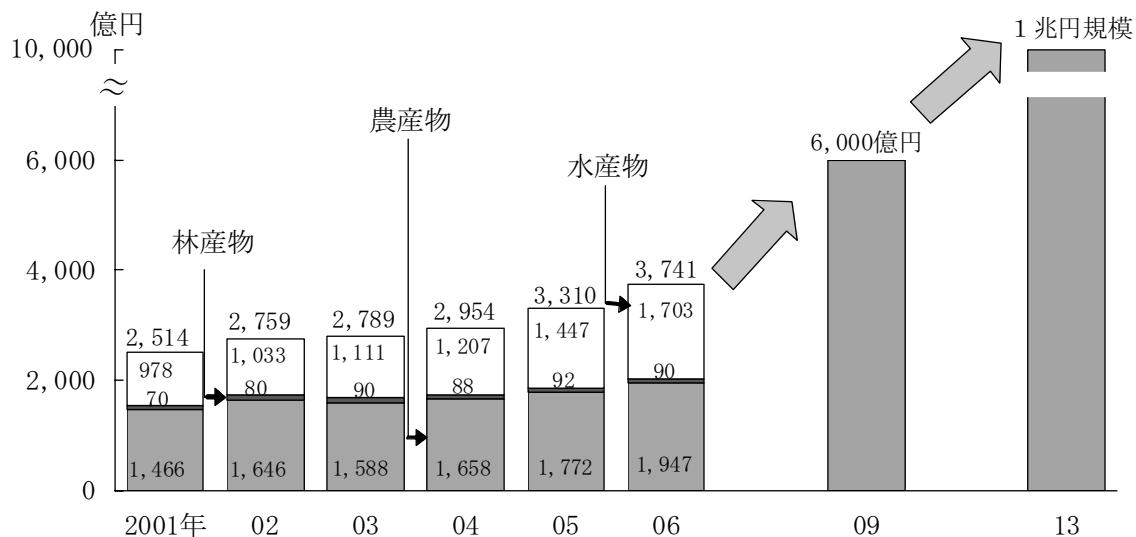
資料：気象庁「平成18（2006）年の世界と日本の年平均気温について」（19年2月公表）

注：平年値は1971～2000年の30年平均値である。

(3) 農産物輸出の一層の促進

- 近年、日本食が世界的なブームとなるなか、我が国の農林水産物・食品の輸出は増加傾向にあり、2006年の輸出額は3,741億円と5年前に比べ5割の増加。
- 今後、少子高齢化の進展等から国内市場の規模の縮小が懸念されるなか、海外に新たな市場を求める、新境地の開拓という視点に立った輸出促進に取り込むことが重要。
- 農林水産物・食品の輸出額を2013年までに1兆円規模とする新たな目標を設定。

我が国の農林水産物・食品輸出額の推移



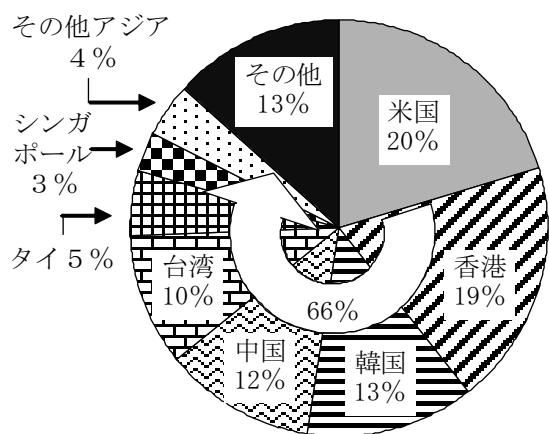
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成。

- 注：1) 農産物はたばこ、アルコール飲料を、水産物は真珠をそれぞれ除いた額である。
 2) グラフの上段の数値は、農林水産物合計の輸出額である。
 3) 2006年は速報値である。
 4) 農産物、水産物にはそれぞれ加工品を含む。

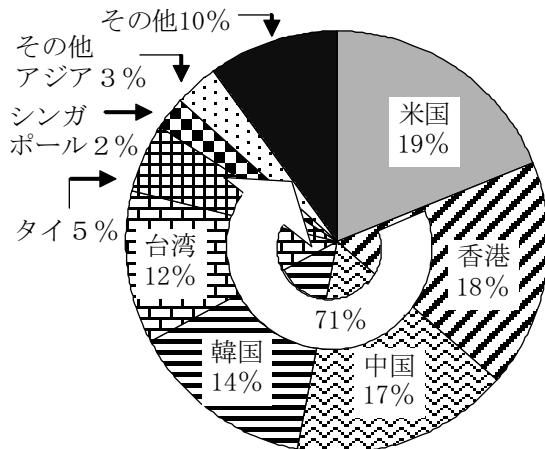
- 輸出先は米国、アジアを中心であり、経済発展に伴う高額所得者層の増加が著しい中国を中心としたアジア向けの輸出の伸びが顕著。輸出額上位20か国に占めるアジア諸国の割合は、2001年の66%から2006年には71%へと上昇。

農林水産物・食品の輸出額上位20か国分布

(2001年)



(2006年)



資料：財務省「貿易統計」

注：2006年は速報値である。

- 2006年は、りんご、長いもに加え、緑茶、しょう油といった加工食品の輸出が拡大。
- 輸出拡大に向けて、海外販路を開拓するため、海外市場の調査・分析等のほか、世界各国で常設店舗を設置、展示・商談会を開催。
- 日本食や日本食材に対する需要のさらなる拡大のために、日本食・日本食材の海外発信を積極的に進めることが重要。

主な輸出拡大品目と輸出先（2006年）

(単位：百万円)

			台湾	タイ	香港
りんご	輸出額	5,697	5,280	98	137
	2001年対比 (%)	929	1,297	192	181
緑茶			米国	台湾	EU
	輸出額	3,063	1,469	128	582
長いも	2001年対比 (%)	266	475	317	175
			米国	台湾	シンガポール
	輸出額	1,795	292	1,492	2
しょう油	2001年対比 (%)	172	271	163	113
			中国	豪州	EU
	輸出額	3,482	484	225	768
みそ	2001年対比 (%)	139	185	179	158
			豪州	EU	韓国
	輸出額	1,771	95	265	152
	2001年対比 (%)	138	207	163	148

資料：財務省「貿易統計」

注：1) ここでいうEUは2004年5月以降の25か国である。

2) 輸出先は、輸出額上位5件のうち2001年対比の伸び率の高い上位3件である。

- 我が国の輸出農産物に対する海外での評価は高く、例えば上海では日本産のりんごに対し品質や安全面等で高い評価。
- 品目ごとに、輸出先として期待される相手国を明確にし、生産・流通・加工の各段階における基盤の強化等の課題解決方策を具体化した総合戦略を策定する必要。

上海における外国産りんごに対する評価

(単位：%)

	品質		鮮度		価格		安全性		包装	
	日本産	他国産								
大変満足	40.0	17.3	8.6	2.7	8.6	8.0	34.3	13.3	48.6	38.7
やや満足	60.0	80.0	42.9	34.7	45.7	36.0	42.9	40.0	34.3	44.0
何とも言えない	—	2.7	42.9	57.3	31.4	40.0	22.9	46.7	17.1	16.0
やや不満	—	—	5.7	5.3	14.3	16.0	—	—	—	1.3
非常に不満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：(独)日本貿易振興機構アジア経済研究所「中国・上海の市場と福島県食品の展望」(2005年3月公表)。

(4) 環境保全型農業の推進

- 農業生産活動において、過度の効率追求や不適切な資材利用・管理により、環境への負荷を与える可能性。
- このため、農業のもつ自然循環機能の維持増進を図り、持続的な生産活動を推進するとともに、環境への負荷の低減を図るため、環境保全型農業を推進。

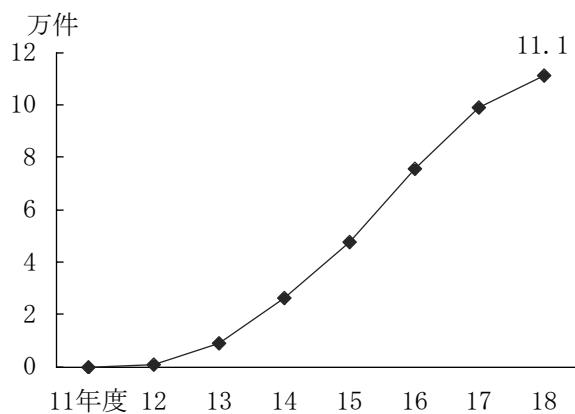
農業生産活動別の主な環境へのリスク

主な農作業	河川・湖沼・地下水・海域	大気・温暖化・オゾン層	土壌・生態系
施肥	○過剰な施肥による水質汚濁・富栄養化	○肥料成分由来の温室効果ガス(一酸化二窒素)の発生	○品質が不良な肥料の使用による重金属の蓄積のおそれ ○化学肥料への依存による土壌の劣化
防除	○不適切な農薬使用による水質への影響のおそれ	○土壤消毒用臭化メチルによるオゾン層の破壊	○不適切な農薬使用による周辺自然生態系への影響のおそれ
かんがい	○水田代かき期の濁水流出等による水質汚濁・富栄養化		
加温施設・農業機械等		○化石燃料の使用による温室効果ガス(二酸化炭素)の発生	○農業機械作業による土壌の鎮圧
プラスチック資材等		○野焼き等による有害物質の発生	○不適切な埋立等による生態系のかく乱
家畜飼養	○畜舎からの排水、家畜排せつ物の不適切な処理等による水質汚濁・富栄養化	○悪臭等 ○反する動物の消化管内発酵による温室効果ガス(メタン)の発生	
ほ場管理	○土壤粒子の流亡等による水質汚濁・富栄養化	○水田土壤等からの温室効果ガス(メタン)の発生	

資料：農林水産省作成。

- 環境保全型農業に取り組む販売農家数は、91万9千戸と全体の47%(17年)。エコファーマーの認定件数は、11万1千件(18年9月末現在)と着実に増加。有機JAS規格の基準を満たし、有機農産物として格付けされた農産物の生産量も増加。
- 環境保全型農業は、消費者の環境に配慮した農産物への購買ニーズを背景に取組が拡大。生産面では、労力の負担増、収量減少、品質低下等の問題。
- 今後、集落・地域全体の取組による面的拡大を図ることも重要であり、「農地・水・環境保全向上対策」を契機とする取組拡大に期待。

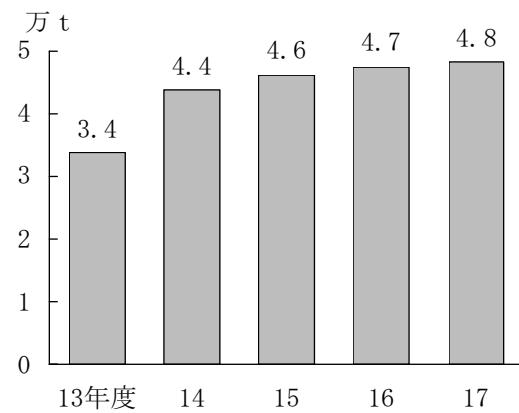
エコファーマーの認定件数



資料：農林水産省調べ。

注：18年度は18年9月末現在である。

有機JAS制度のもとでの有機農産物の格付数量



資料：農林水産省調べ。

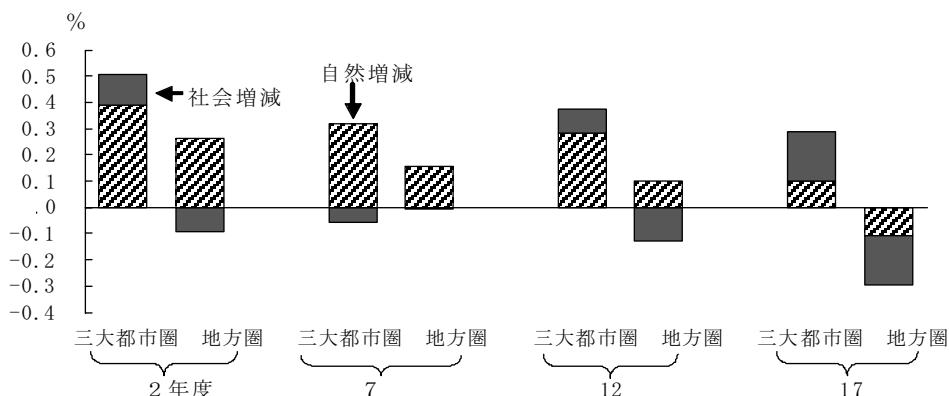
第Ⅲ章 農村地域の活性化と共生・対流の促進

第1節 農村の現状

(1) 人口の動向

- 我が国の人口が減少局面に入り、今後長期にわたって人口が減少すると予測。
また、農村地域を中心に高齢化が進展し、今後も全国的に高齢化が進む見込み。
○近年、人口の自然増率が低下する傾向にあり、地方圏は自然減へ移行。

人口動態の推移

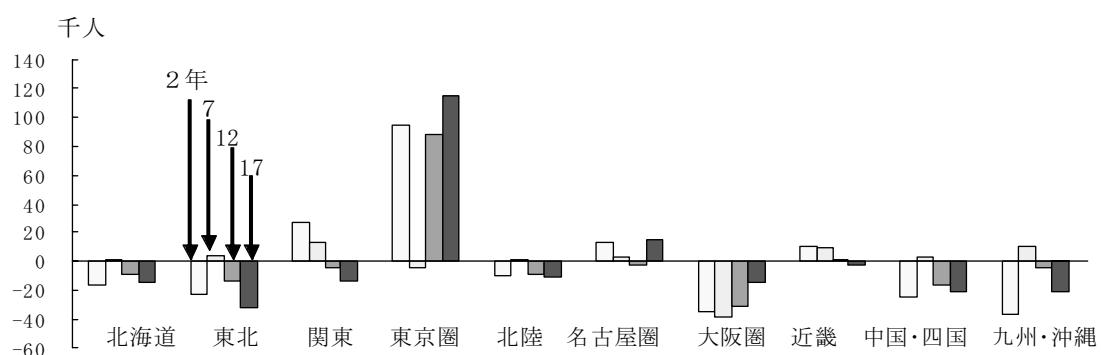


資料：総務省「住民基本台帳人口要覧」を基に、農林水産省で作成。

注：各年度における人口の増加率を示した。

- バブル崩壊後、地方圏から、東京圏、名古屋圏への人口の流入超過は収まっていたが、近年再びこれらが増加傾向。また、各地域内では、地域内の中心となる都市への流入超過がみられ、地域による人口の偏在はより大きくなる傾向。

地域間の人口移動の推移

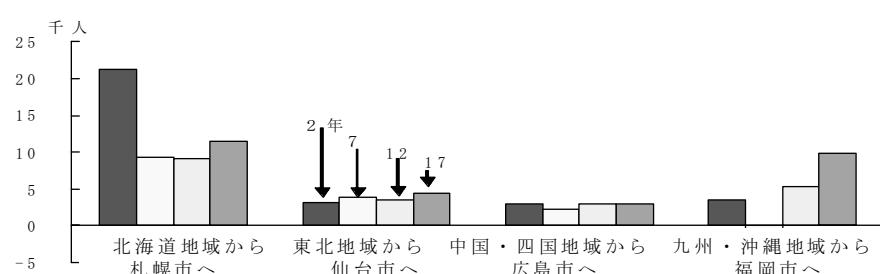


資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」（2、7、12、17年）を基に、農林水産省で作成。

注：1) 各年1年間における地域への転入超過数を示す。

2) ここでいう関東は茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県で、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）を含まない。また、近畿は、滋賀県、和歌山県であり、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）を含まない。名古屋圏は、岐阜県、愛知県、三重県である。

各地域内における中心都市への人口移動の動向



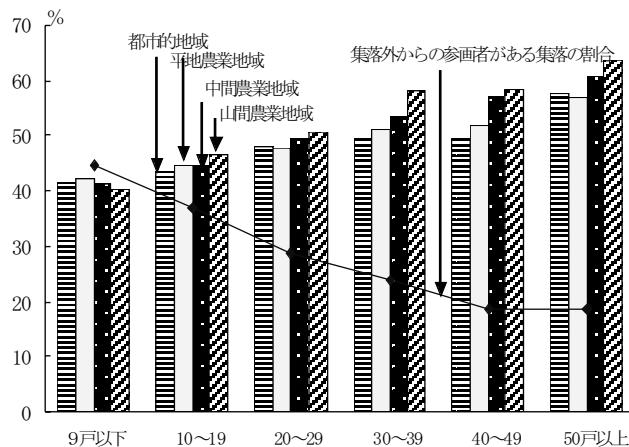
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」（2、7、12、17年）に基づき、農林水産省で作成。
注：各年1年間における、地域内での中心都市への転入超過数を示す。

(2) 農業集落の動向

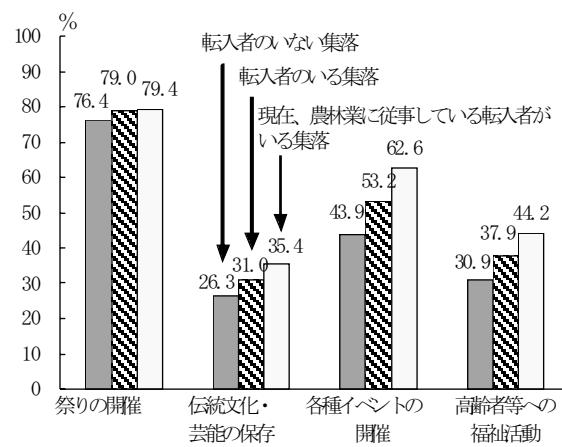
ア 集落構造の変化等による集落活動への影響

- 農業集落は、農業生産にとどまらず地域の様々な役割を担ってきており、現在、全国には13万9千（17年）の農業集落が存在。
- 農家戸数の減少は、地域活性化のための諸活動に影響を及ぼしている一方、集落外からの転入者がいる集落は、地域活性化に深いかかわり。

農業集落における活性化のための諸活動の状況 農業集落における地域活性化の諸活動の状況（転入者の有無別）
(17年、農家戸数規模別、地域類型別)



資料：農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」（組替集計）



資料：農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」（組替集計）

- 市町村合併による地域活性化の取組への影響について、様々な期待や懸念が存在。合併を契機に、地域ブランド化等コミュニティの広がりを有効に活用する必要。

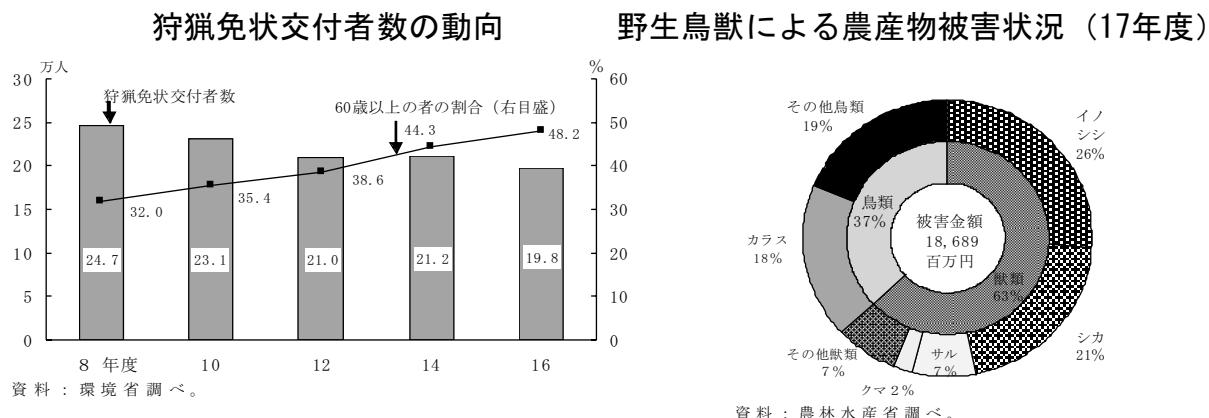
市町村合併による地域活性化の取組への影響について

期待されている事項	懸念されている事項
<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスの効率化に伴う、地域支援など行政サービスの質の向上。 ・専門的・高度な能力を有する人材の確保。 ・広域的な観点から地域施策の計画・実施。また財政規模が比較的大きく、大型プロジェクト等への対応に有利。 ・地域全体の知名度・イメージアップ（地域のブランド化戦略等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（集落等）と行政（役場等）との地理的・心理的距離の増大や、地域と行政の連携・支援体制の脆弱化。 ・地域（集落等）に精通した行政職員の減少。 ・地域のきめ細かな事情や要望等を反映した政策構築の困難化。また施策の重点化に伴う地域間格差の増大。 ・地域（集落等）の伝統文化の喪失、住民意識におけるアイデンティティの希薄化、コミュニティ活動の弱体化等。

資料：地方自治体等における市町村合併に関する地域住民へのアンケート調査結果等を参考に、農林水産省で作成。

イ 鳥獣被害の状況

- 近年、集落の過疎化・高齢化による活動の低下、耕作放棄地の増加、狩猟者減少や高齢化による捕獲体制の脆弱化等により、中山間地域を中心に鳥獣被害が深刻な状況。
- 被害防止には、地域住民が一体となって取り組み、国、自治体等が連携しつつ的確に支援する必要。国は個体数管理計画の策定支援、技術指導者の育成、被害防止技術開発等を実施。



鳥獣害対策の基本的考え方

【個体数調整】

人と鳥獣の棲み分けが重要

- ・県の計画に基づく個体数管理
- ・有害捕獲及び狩猟による捕獲
- ・分布域等の把握 等

鳥獣が里に出没する背景

- ・里山の環境や生活様式等の変化
- ・個体数の増加や行動域の拡大
- ・被害対策についての知識等が不十分

総合的な取組

【生息環境管理】

- ・居住地周辺の里地里山の整備活動の推進
(鳥獣の隠れ場所となる藪などの刈払い等)
- ・生息環境にも配慮した森林の整備及び保全活動の推進

【被害の防除】

- ・鳥獣を引き寄せない取組の推進
(未収穫果実の除去や耕作放棄地の解消等)
- ・農耕地への侵入防止
(侵入防止柵の設置や追い払い体制の整備等)

資料：農林水産省作成。

<事例：鳥獣害対策の取組事例>

(1) 家畜放牧による耕作放棄地の管理（滋賀県木之本町のほか、同様の取組を島根県、山口県で実施）

山際の耕作放棄地1haを刈り払い、フェンスと電気柵を設定し、繁殖和牛（13～18年）、羊、ヤギ（13～14年）を放牧し、耕作放棄地が解消されたことで、イノシシ等の農地への出没がほぼ解消。



放牧による耕作放棄地の管理（土地利用のイメージ）

(2) 獣害を受けにくい農作物（忌避作物）の作付け（滋賀県農業技術振興センター）

イノシシ、サルがし好的に嫌う農作物（例えばトウガラシ、ミント）を13年度から被害調査により選定した。これらの品目の一部は防護柵と複合的に組み合わせることで一定の被害軽減効果を実証。

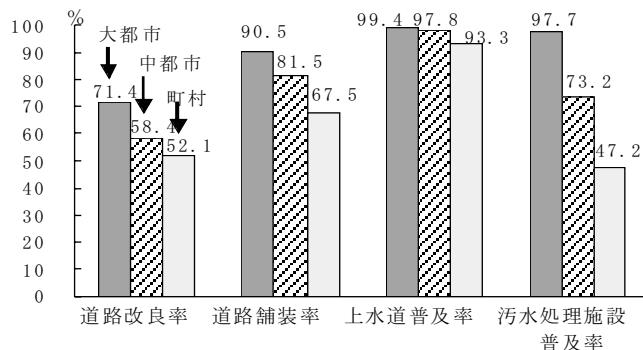
(3) NPO法人設立によるサルの接近警戒（三重県大台町）

農家、行政職員、狩猟者等で獣害対策のためのNPO法人を組織。電波発信機を装着したサルの群れの位置情報を電子メールで一斉配信することで、会員がロケット花火等を用い一斉に追い払いを実施。

(3) 社会生活基盤の整備状況

○農村地域における生活環境施設の整備は着実に進展しているが、汚水処理施設の整備では未だ都市部と農村部で格差が存在。

生活環境施設の整備状況



資料：総務省「公共施設状況調」

注：1) 全国市区町村を大都市（指定都市、特別区）、中都市（中核市、特例市、人口10万人以上の市）、

小都市（人口10万人未満の市）及び町村に区分して集計したもので、暫定値である。

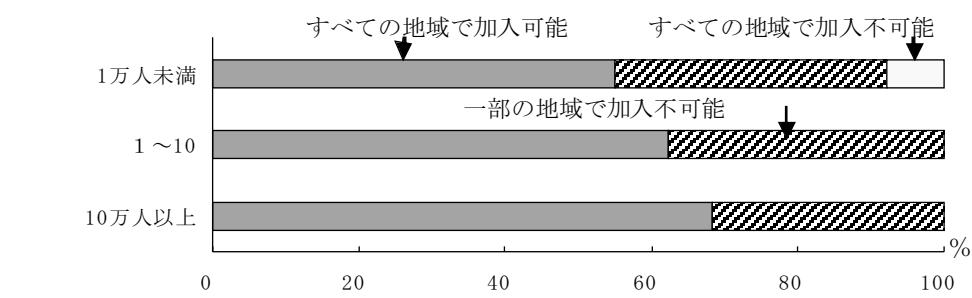
2) 道路改良率は、道路構造令の規格に適合した道路延長の割合である。

3) 汚水処理施設普及率は、公共下水道、農業集落排水施設等公共事業による施設の普及率である。

○ブロードバンド等情報通信基盤の整備は、人口規模の小さい市町村で遅れ。その整備は、都市と農村の共生・対流の取組を進めるうえでも重要。

○今後、情報通信技術を活用し、農業経営の効率化をはじめ、起業活動、情報発信、共生・対流の促進等による地域活性化に結びつけていくことが重要。

ブロードバンドの整備状況（都市規模別）

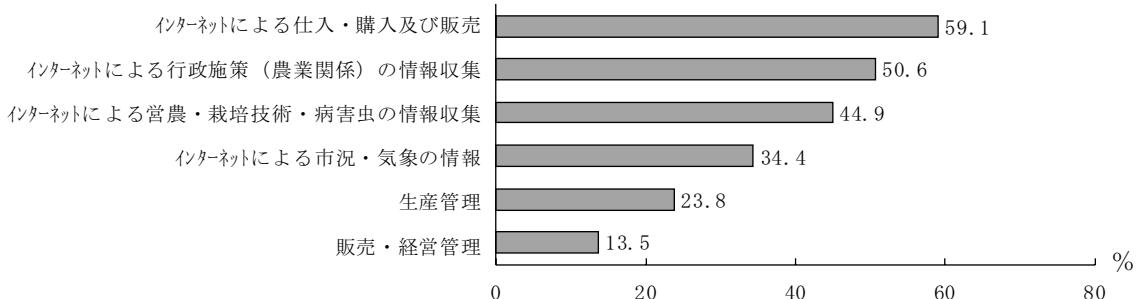


資料：総務省「次世代ブロードバンド戦略2010」（18年8月）

注：18年4月1日現在の市町村区分により整理した。ブロードバンドサービスとは、ADSL、

光ファイバ、ケーブルインターネット等によるサービスを含む。

農業経営におけるパソコンの利用目的（複数回答）



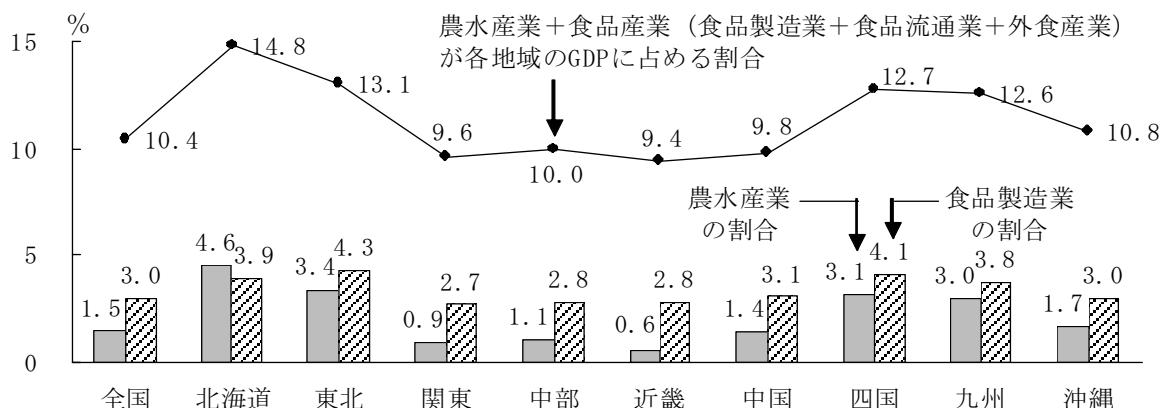
資料：農林水産省「農林漁家におけるパソコン等の利用状況調査」（18年3月公表）。

第2節 農業と農村地域の活性化に向けた取組

(1) 地域経済の視点からみた農業の現状

- 農水産業と食品産業（食品製造業、食品流通業、外食産業）は相互に密接な関係にあり、両者は「車の両輪」となって地域の経済を支える構造。
- 特に、北海道や東北、四国、九州といった地方圏では、農水産業と食品製造業の経済全体に占める割合が高い。

地域別の産業構造（12年、GDPベース）

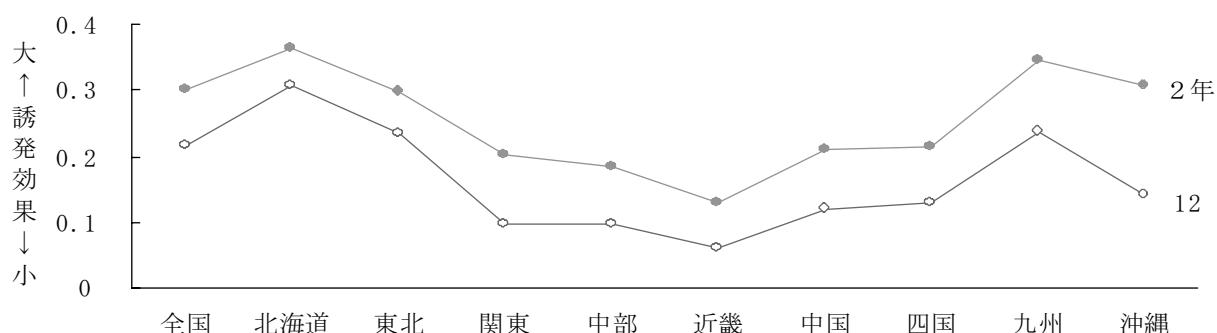


資料：総務省他9府省庁「産業連関表」、経済産業省「地域産業連関表」を基に農林水産省で試算。

- 注：1) 「関東」には山梨県、長野県、新潟県及び静岡県を、「近畿」には福井県を含み、「中部」は富山県、石川県、岐阜県、愛知県及び三重県である。
2) 外食産業は一般飲食店・喫茶店・遊興飲食店であり、食品流通業は食料産業にかかる卸・小売及び運輸の経費である。

- 一方、近年、食品産業が海外や国内の他地域から農産物を調達するケースが増えており、地域経済における農業と食品産業の関係が薄れる傾向。食品製造業に対する最終需要が発生した場合に、食材の調達等を通じて同一地域内の農林水産業の生産を誘発する効果は全国各地域で低下。

食品製造業から農林水産業への生産誘発効果



資料：経済産業省「地域産業連関表」を基に農林水産省で試算。

- 注：1) 地域分類は上図と同じ。
2) 誘発効果とは、ある地域の食品製造業に対する最終需要が1単位（例えば1億円）増加した場合に、食材調達等を通じて同一地域内の農林水産業の生産がどの程度増えるのかを表す。

(2) 食と農の連携を通じた農業・農村地域の活性化

- 地域の農業や経済の活性化には、農業と食品産業の連携強化が重要。農家は販売先を確保し、食品産業は地域密着で差別化を図れるという利点。
- 食農連携の優良事例では、もともと地域にあった農産物の活用や、農産物の栽培・品質管理への食品産業の関与、長期的視点に立った展開といった要素が共通。

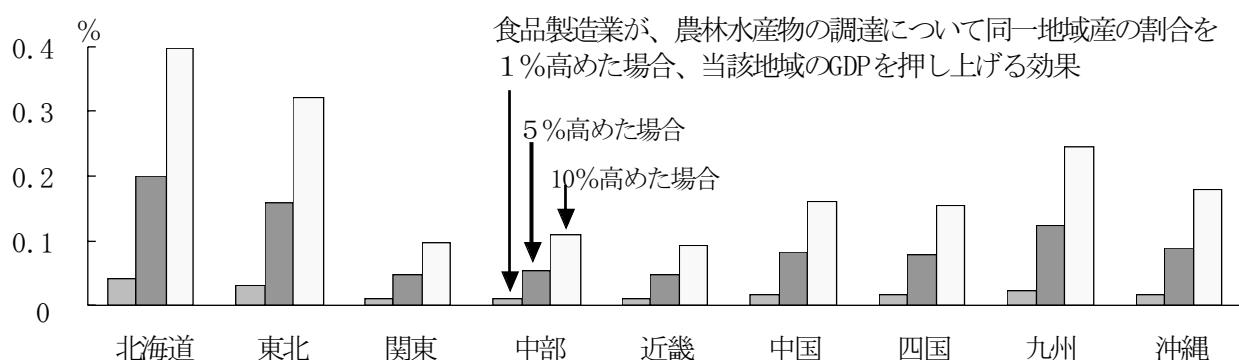
食農連携の優良事例

事例	概要	成果
昔から食されてきた「えごま」で食用油を製造 【福島県二本松市】 取組開始：16年度	製粉会社が、地元で昔から食されてきた「えごま」を使って食用油を製造。地元農家と契約し、無農薬農法等を指導のうえ、「えごま」を全量買取。	「えごま油」は健康ブームで売上好調。契約農家数と「えごま」の作付け面積は、16年度40戸、2ha→18年度90戸、7haと増加。
地場産トマトで自社ブランドのケチャップを製造 【愛知県豊橋市】 取組開始：14年度	ケチャップ製造業者が、食の安全志向が高まるなか、地元農家と契約して原料のトマトを調達。残留農薬を検査し、合格したものを全量買上。	農家は冬場のキャベツ等の裏作としてトマトを契約栽培できるようになり、所得が向上。契約農家は14年度32戸→17年度50戸。
特産品によるアイスの製造 【高知県いの町】 取組開始：7年度	アイス製造業者が、ゆず、ぶんたんといった高知特産の果実や、アイガモ農法による米を県内の農家と提携・契約して調達し、アイスに加工して販売。	業者は売上を年々増やし、7年度0.3億円→18年度3.2億円。農家は搾汁等の一次加工も受託し、取引価格が向上。契約農家数も次第に拡大。

資料：農林水産省調べ。

- 食農連携による経済効果の試算によると、食品製造業が地元産食材の調達割合を高めた場合、その地域の農林水産業の生産が増加するだけでなく、生産資材等の関連産業でも生産が誘発され、これら産業に従事する者には追加的な所得が発生して消費も拡大するといった経済効果が波及。
- 食品製造業や農林水産業の比重が高い地方圏ほど、相対的に大きな効果が発現。

食農連携による経済効果



資料：経済産業省「地域産業連関表」(12年)を基に農林水産省で試算。

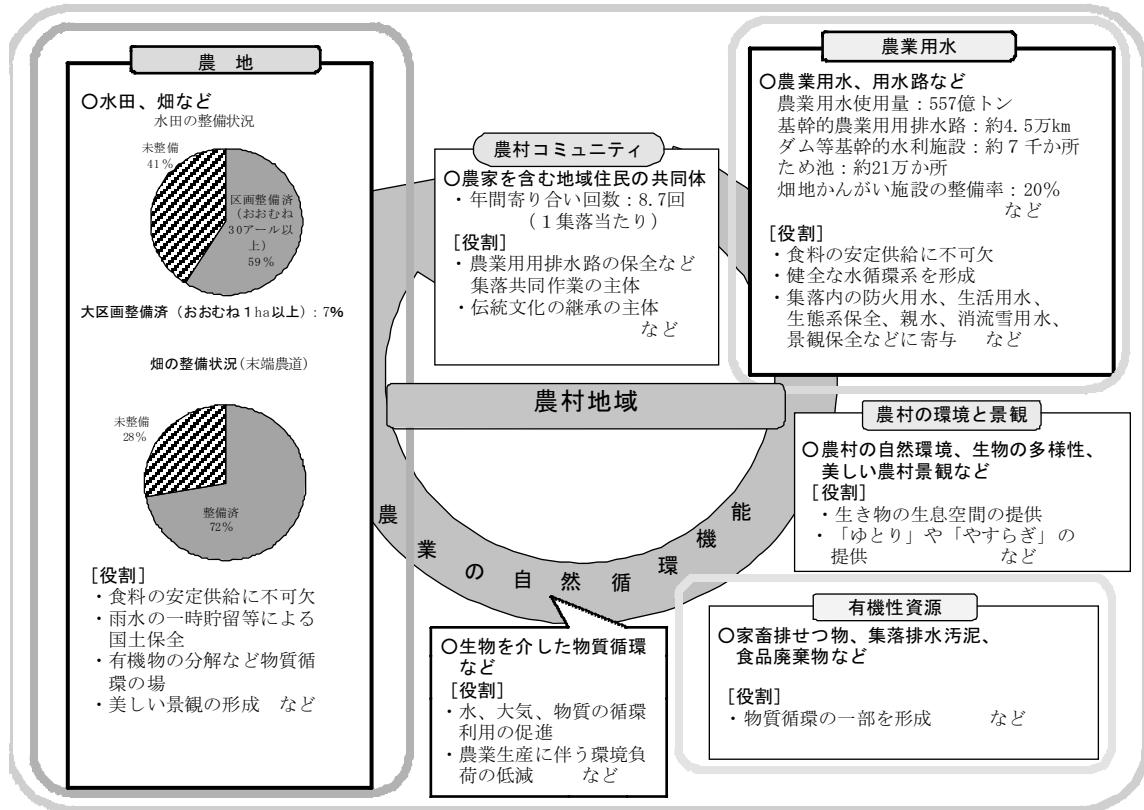
- 注：1) 同一地域産の割合=同一地域から調達する農林水産物/他地域産も含めた農林水産物の調達全体
2) 地域分類は前ページの図と同じ。

第3節 農村資源の保全・活用と農村環境の向上

(1) 農村の多様な資源と農業の多面的機能

○農村には様々な地域資源が存在。特に、農地・農業用水等は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本。

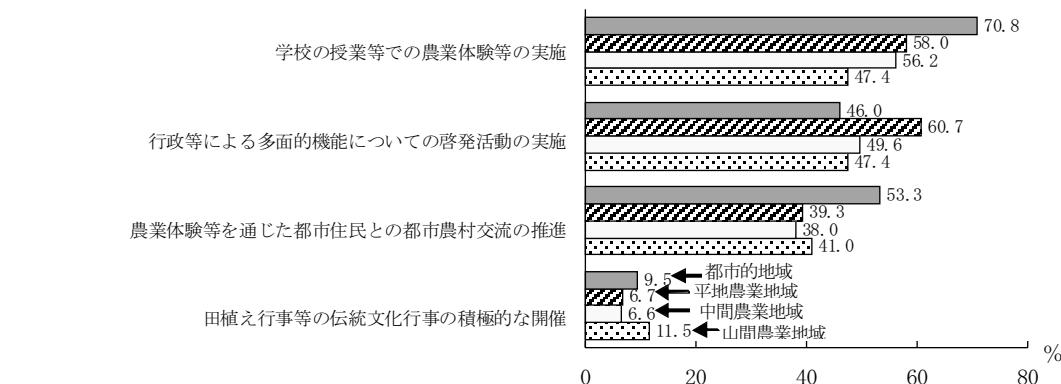
農村資源の概要



資料：農林水産省作成。

○農業生産活動の停滞や集落機能の低下等により、農業の多面的機能の発揮に支障を生じる懸念。多面的機能への理解を一層促進させる取組が重要。

多面的機能への理解を深めるために必要な事項（複数回答）



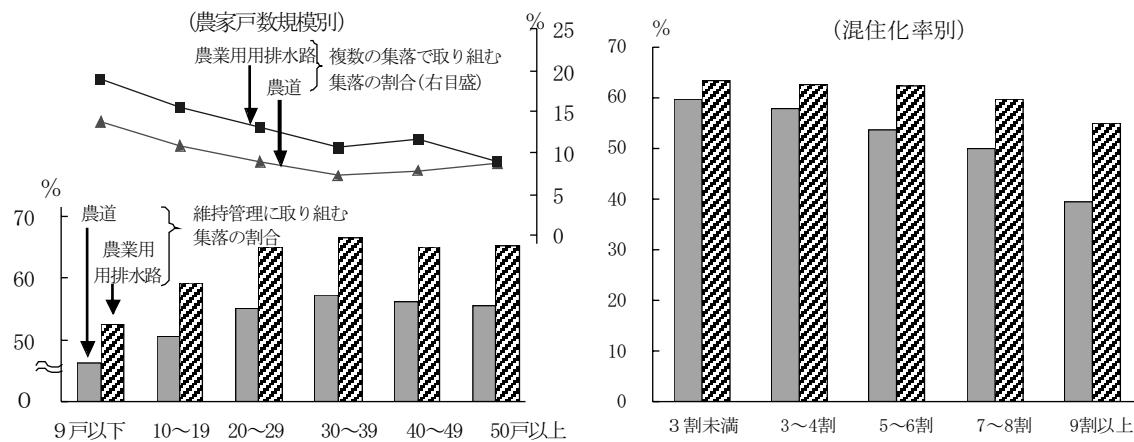
資料：農林水産省「『食』と『農』、多面的機能の発揮等に関する調査」（15年3月公表）

注：全国3,369市町村の農政担当者を対象として実施したアンケート調査（回収率50.8%）。

(2) 農村資源の維持保全と地域環境保全活動

○農道、農業用用排水路の維持管理は、農家戸数の小さな集落や混住化率の高い集落ほど集落で行う割合が低下し、農家戸数の減少、混住化の進展等集落の構造変化が、集落主体の維持保全を困難化。

農業集落における農道・農業用用排水路の維持管理の状況（17年）



資料：農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」（組替集計）

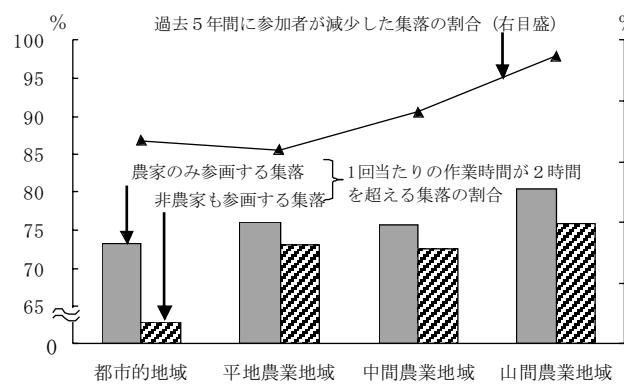
注：1) 農道・農業用用排水路の維持管理を集落で行っている集落の割合を示した。

2) 「複数の集落で取り組む集落の割合」は、集落で維持管理を行っている集落の中で、複数の集落で維持管理を行っている集落の割合である。

○農業用用排水路の維持管理について、非農家の参画により共同作業時間が減少し、参画範囲が作業時間に影響。また、集落による維持管理が困難になると、農地の減少が大きく、かい廃にも影響。

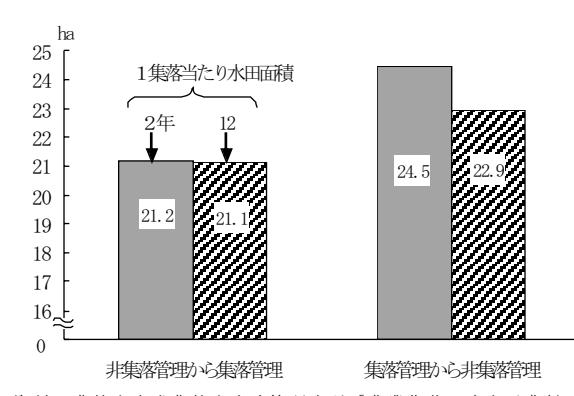
○地域環境の保全活動は、景観の保全・形成のほか自然動植物の保護も近年増加傾向。農地・農業用水等の資源は、その保全・活用に向けた地域一体の取組が重要。

共同作業への参画範囲と維持管理活動の実施状況（17年）



資料：農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」（組替集計）

集落による農業用用排水路の維持管理形態と農地面積の変化



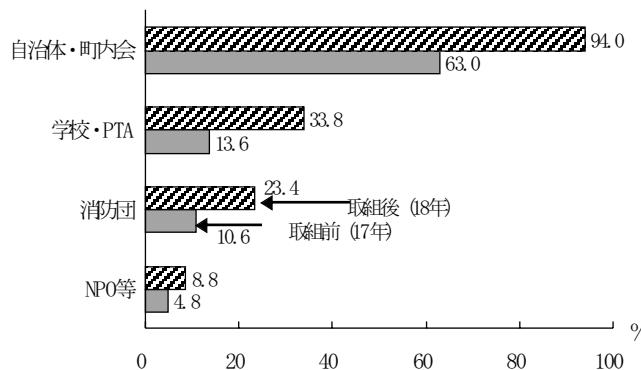
資料：農林水産省農林水産政策研究所「農業集落の変容が農村地域社会に及ぼす影響調査」（18年7月）

注：非集落管理には、市町村や土地改良区による管理や、集落の一部の者だけで共同管理を行い、集落として関知していない場合も含む。

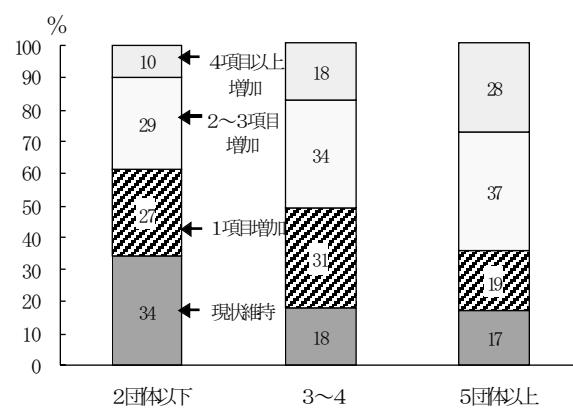
(3) 農地・水・環境保全向上対策の取組

- 国民共有の財産である農地・農業用水等の資源と、その上で営まれる営農活動を、一体として、国民の理解を得つつ、その質を高めながら将来にわたり保全していくため、19年度から「農地・水・環境保全向上対策」を実施。
- 対策のモデル的地区では、農業者、農業団体だけでなく、自治会、学校等多様な主体の参画の促進により、地域環境の保全向上のための活動の幅が広がる傾向。
- 対策の本格導入により、効果の高い地域共同の取組の展開と、多様な主体が参画した活動組織による活性化に向けた幅広い活動の展開に期待。

地域資源の保全向上に向けた
多様な主体の参画状況



参画団体の増加と活動項目の変化



資料：農林水産省「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」（18年）

- 注：1) 共同活動の実施体制の試行の整備を行った全国568地区を対象に、18年度に新たに参画した農業関係団体以外の団体数と、17年度に対する地域環境の保全向上にかかる活動項目の増加数との関係を示した。
 2) 活動項目とは、景観形成のための施設への植栽、施設等の定期的な巡回点検・清掃、生物の生息状況の把握、水質モニタリングの実施等である。

<事例：地域資源を活用しながら地域環境保全や環境保全型農業への取組>

鹿児島県姶良町の水田地帯の集落では、高齢化や混住化が進むとともにホタルが見られなくなるなど、昭和40年代まで有していた地域の豊かな自然が失われていった。このため、昔の自然を少しでも取り戻そうと、集落の農業者、地域住民を含めた自治会青壮年部が中心となり、12年に新たな活動組織を発足させた。現在、自治会等と連携した農地、農業用水路、農道の保全活動に加え、①ホタルの保全活動に取り組むホタル部会、②景観と地力の回復のため遊休地でレンゲを栽培するレンゲ部会、③地域の特産品である竹を活用した竹炭による水質浄化を図る竹炭部会・池部会、④農薬を使用しない米の栽培等に取り組む米作り部会が、地域の環境保全のため多岐にわたる活動を展開している。また、レンゲの花が咲く春先には、ウォーキングのイベントを開催するなど、地区内外の交流促進にも取り組んでいる。今後は休耕田の解消を目指すなど活動の幅を広げ、地域の活性化にも取り組み、将来は若者の地区内での就農につながればと考えている。



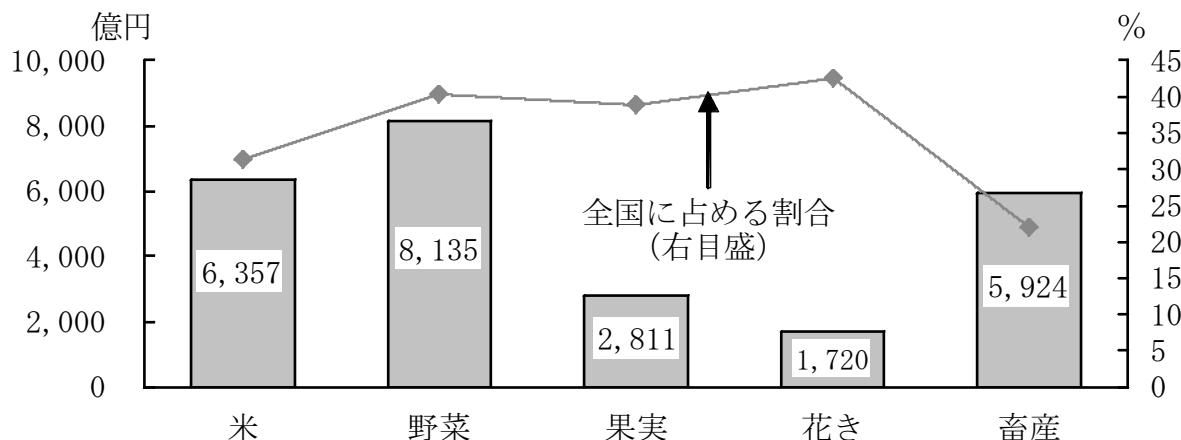
活動が行われている用水路

第4節 共生・対流の促進を通じた農村地域の活性化

(1) 都市農業の重要性

- 都市とその周辺地域では農業産出額が2兆8千億円（17年）と、全国の農業産出額の3割を占めるなど、都市住民への農産物の供給に大きな役割。
- 作物別には、トマト、ねぎ等の野菜の産出額が多く、東京都ではこまつな（36億円）、神奈川県はだいこん（78億円）、大阪府はぶどう（33億円）が多い。

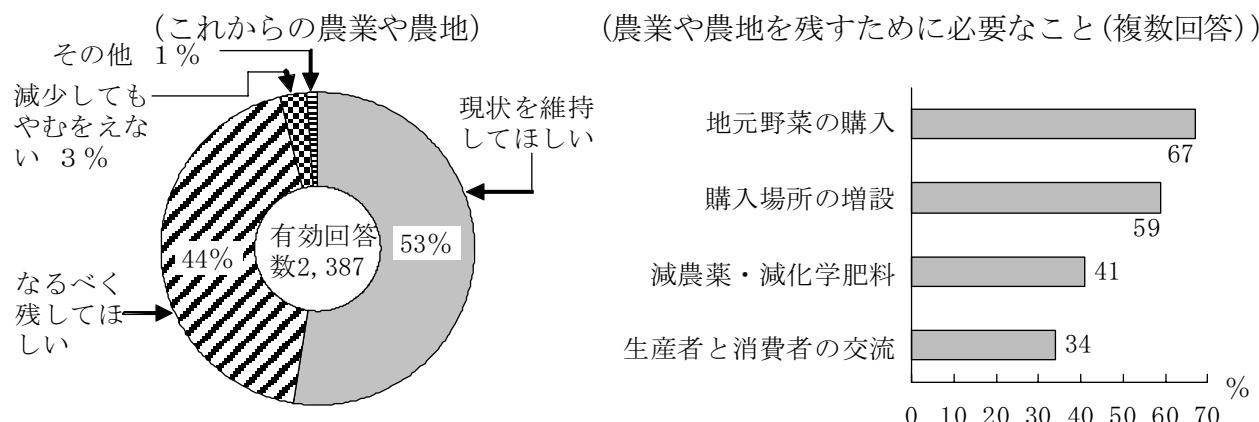
都市的地域の農業産出額と全国に占める割合（17年、作物別）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」（組替集計）

- 都市農業は、生産面だけでなく、身近な農業体験や都市住民との交流の場、災害時のオープンスペースの提供等の様々な役割を発揮。
- 消費者は、都市の農業・農地について維持・保全を希望し、また、農業・農地を残すためにより地元農産物を買う意向。
- 引き続き、都市農地の整備や直売所の整備を行うなど、都市農業の振興が重要。

都市の農業や農地に関する消費者の意向

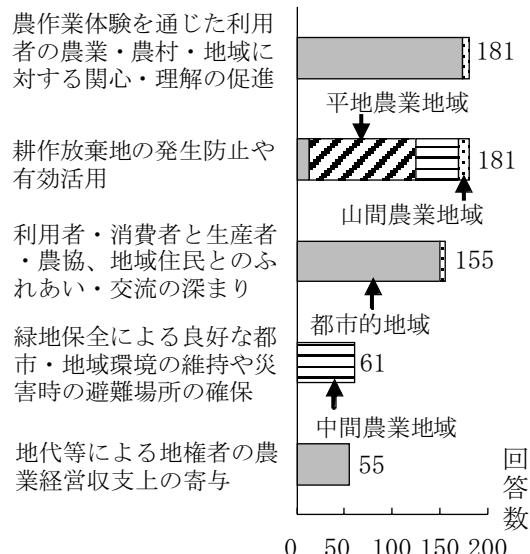


資料：関東農政局東京農政事務所「消費者の農業意識の現状」（19年2月公表）

注：18年7～11月に都内で開催された農業祭等における来場者に対して実施（回答総数2,479）。

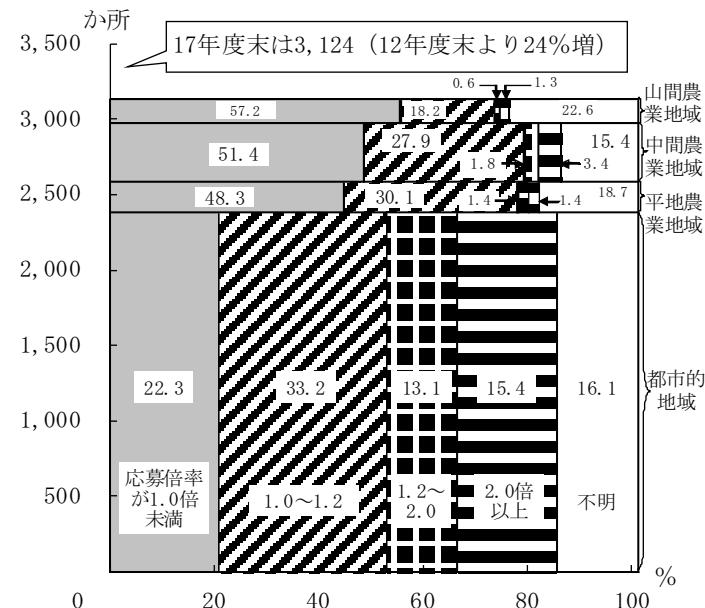
- 市民農園は年々増加し、都市的地域が8割を占め、都市住民のふれあい・交流に寄与。開設主体は、利用者の農業への理解の促進、耕作放棄地の発生防止等を期待。
- しかし、都市的地域を中心として応募倍率が高く利用できない場合があり、ニーズに応じた市民農園の整備促進が必要。

市民農園の開園効果 (複数回答、上位5項目)



資料：関東農政局「市民農園の運営・管理に関するアンケート調査」(18年9月公表)
注：関東農政局管内において市民農園を開設している426主体のうち階層別に抽出した337主体を対象として実施（回収率87.2%）。

地域類型別の市民農園数 と応募倍率別構成



資料：農林水産省調べ。
注：1) 18年3月末現在。
2) 応募倍率とは、調査直近の募集区画数に対する応募者数の割合である。

<事例：都会で農作業が体験できる市民農園の取組>

神奈川県横浜市では、都市農業の保全と振興が推進されており、その取組の一つとして5年4月から、農家が園主として農園利用方式で運営する市民農園（栽培収穫体験ファーム）が開設されている。

農園利用方式のため、利用者にとって初心者でも園主の栽培指導によって安定した作物の収穫が期待できる一方、園主にとって契約時に入園料と農作物の代金を合わせて徴収でき、経営の安定を図れる利点がある。18年度末現在、この農園は、85か所11.5ha設置されているが、例年順番待ちが出るほど希望者は多く、農園開設が需要に追いつかない状況である。

また、園主をはじめ経験豊かな利用者も初心者への栽培指導や助言を行うなど、園主を中心とした交流が活発で、農業への理解が深まる場となっている。

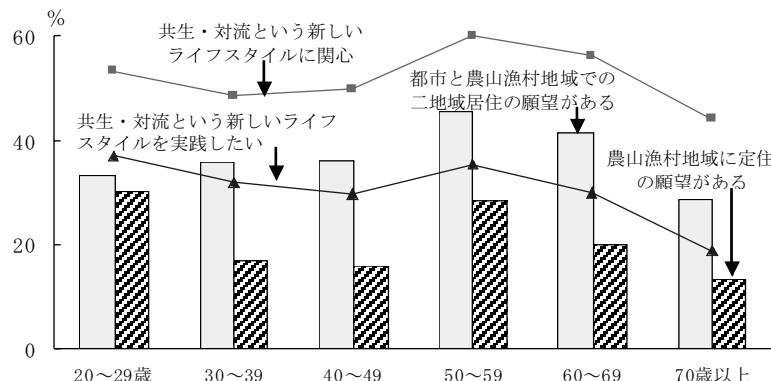


利用者への農家の栽培指導

(2) 都市と農村の共生・対流の一層の促進

○若者や団塊世代を中心に、都市と農村の共生・対流への関心や実践の願望が高い。また、団塊世代を含む50歳代層の一部は、農業による定住を志向。

共生・対流にかかる意識



資料：内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」（18年2月公表）

注：1) 全国20歳以上の男女3,000人を対象として実施（回収率58.2%）。

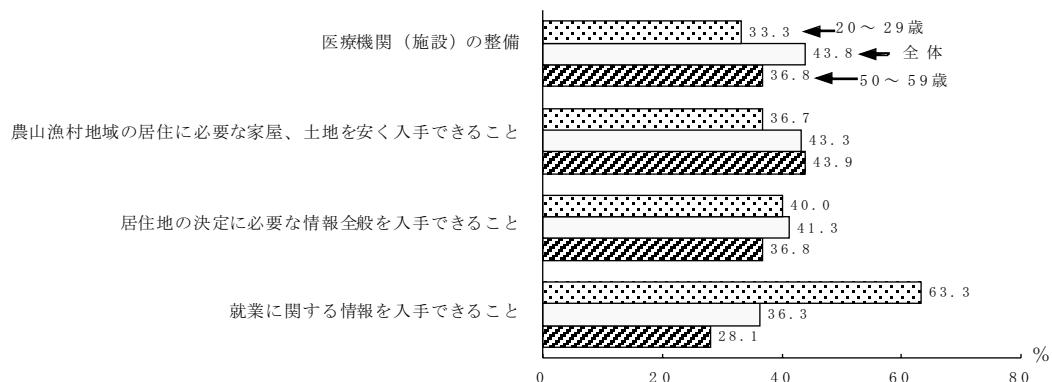
2) 「都市と農山漁村地域での二地域居住の願望」、「農山漁村地域に定住の願望」については、「都市地域」あるいは「どちらかというと都市地域」に住んでいると回答した者を対象として質問したものである。

○農村への定住を実現するため、医療施設の整備や家屋・土地の安価な入手を望む声が多く、また、様々な情報提供や相談への対応等を要望。

○農協等において、地域の医療や福祉にかかる様々な取組が進展。

○市町村は、団塊世代の定年退職を契機とした定住を期待。行政をはじめ、関連団体、民間企業等多様な主体による支援のための様々な取組が進展。

定住の願望を実現するため必要な事項（複数回答）



資料：内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」（18年2月公表）

注：全国20歳以上の男女3,000人を対象として実施（回収率58.2%）。

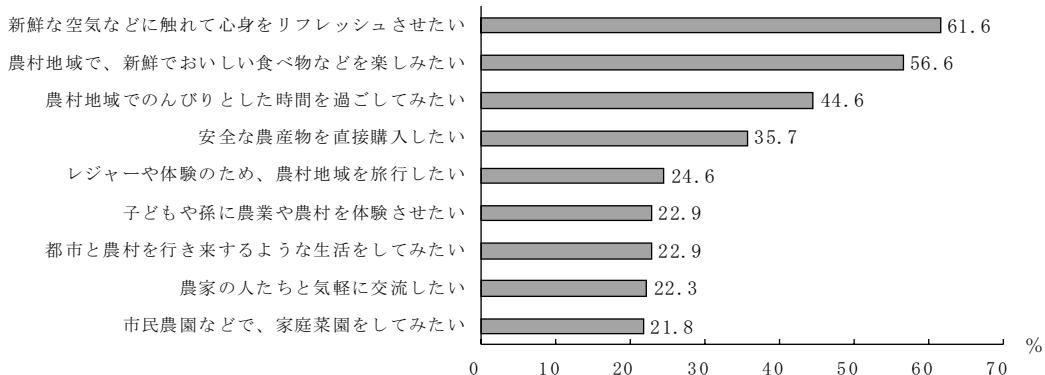
地方公共団体における定住促進等に関する支援

定住などに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域での生活にかかる様々な情報の提供 暮らしや文化等の現地における体験機会の提供 不動産（空き家等）関係の情報提供・紹介、空き家整備支援等
就業・就農に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験、農業技術研修の実施 就農に関する相談への対応、資金確保支援等 地域の求職情報の提供 起業活動への支援（研修、専門家アドバイス、助成等） 企業誘致等による雇用創出への取組
移住後の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> 就農後の営農指導等の実施 ボランティア活動など地域活動参画支援
その他	<ul style="list-style-type: none"> 多岐にわたる相談へのワンストップサービスでの対応 定住希望者のニーズの把握とそれを踏まえた支援実施 等

資料：農林水産省作成。

○都市住民は、農業・農村に、ゆとりや安らぎ、安全・新鮮で美味しい農産物といった多様なニーズを有しており、これらを踏まえ、地域の創意・工夫による魅力ある交流体験プログラムの提供等を通じたグリーン・ツーリズムの促進が重要。

農業・農村とのかかわりに関する意識



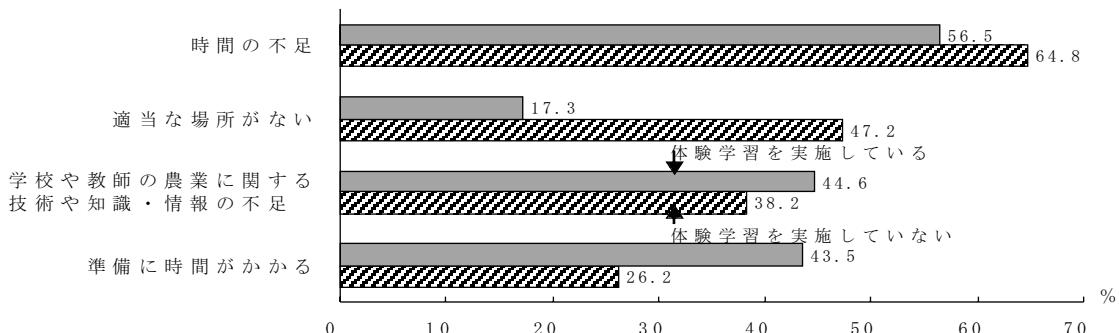
資料：(財)都市農山漁村交流活性化機構「交流意向調査」(18年2月公表)

注：首都圏30km圏内に居住する40歳以上70歳未満の男女850人を対象として実施したアンケート調査(回収率93.2%)。

○多くの国民が、子どもに収穫の喜びや自然、食について理解を深めさせる農業・農村体験学習の必要性を認識し、その取組も進展。しかし、時間の不足、農園の確保、学校や教師の農業に関する技術・情報の不足等が課題。

○人間性回復、障害者の社会復帰等、農業・農村の有する福祉機能を活用した取組も進展。

農業体験学習の実施における課題



資料：(社)全国農村青少年教育振興会「小・中学校における農業体験学習の取組に関するアンケート調査」

注：全国の公立小・中学校のうち、任意に抽出した1,649校に対する調査(回収率44.1%)。

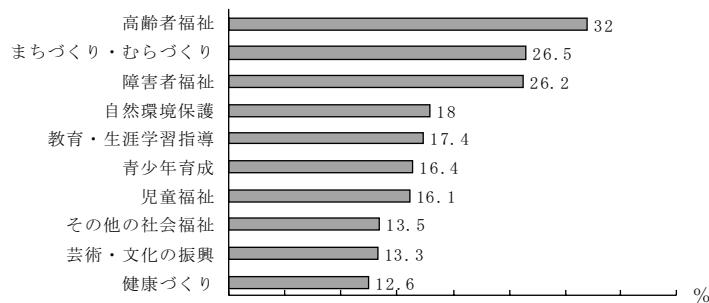
<事例：大学と市が連携し、薬草による農業・環境・医療への意識啓発と地域農業振興を図る取組>

北里大学は、農医連携の理念のもとに、神奈川県相模原市と提携して、遊休農地を活用した薬用植物園の指導を行っている。ここでは、市民向けの薬草栽培体験、講習、相談対応、シンポジウム等による薬草栽培の啓発・普及を行うほか、研究成果を応用した栽培技術や加工・流通システムの開発など新たなビジネスモデルの創出に取り組んでいる。大学で生まれた技術や知見を応用した活動を通じ、市民の地域農業への関心や「農業・環境・医療」の連携への意識が高まり地域農業の振興に成果が期待されている。

- 共生・対流の促進に関し、都市と農村の橋渡しとしてNPO活発な取組が進展し、女性の活躍も目立つ。農村部でも、行政や自治会等とNPOとの連携に期待。
- 各世代でNPO、ボランティア活動への参画に高い意識を有しており、女性や高齢者も含め多様な者の参画による地域ブランドの育成、新たなコミュニティ・ビジネスの展開等の取組が重要。

市民活動団体の状況について

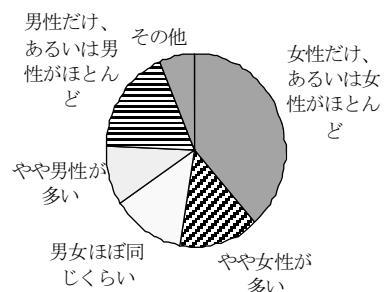
(活動分野 (複数回答))



資料：内閣府「市民活動団体等基本調査」(17年1~2月実施)

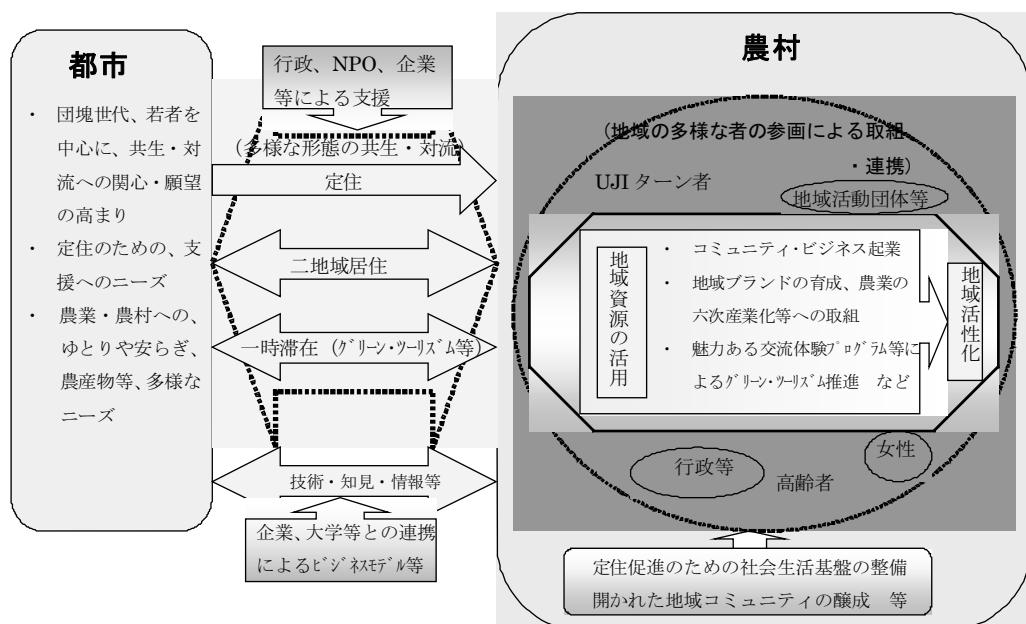
注：都道府県、政令指定都市の把握している市民活動団体のうち、無作為に抽出した10,000団体（任意団体3,000、特定非営利活動法人7,000団体）を対象としたアンケート調査（回収率43.6%）。

(スタッフの構成)



- 大学や企業との連携により、都市に集積した人材や知見等を、地域の再挑戦の力として取り込むことが重要。また、農業経営の効率化や農産物の高付加価値化、効率的なマーケティングの展開等において、外部の優れた経営手法や新たな発想を活かしていくことにより、農村地域の活性化を図る必要。
- これらの取組を通じ、農業経営の安定化とともに、担い手の育成・確保による国内農業の体质を強化や、バイオマス利用の加速化、農産物輸出の促進といった農業・農村の新境地の開拓が図られ、農業を21世紀にふさわしい戦略産業としていくことが期待。

都市と農村の共生・対流の促進を通じた地域の活性化



資料：農林水産省作成。